

## 第2編 地震・津波編





# 第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救急・救助活動に重要な時間帯であるため、この活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

大規模災害により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、県知事又は指定行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請できる。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

## 第1節 組織計画

### 1 災害警戒準備体制・災害警戒本部（災害対策本部の設置前の体制）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部の設置に至らないときの組織体制と所掌事務について定めるものとする。

#### (1) 災害警戒準備体制

災害警戒本部の設置前における初動体制又は設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合、必要に応じて防災担当者（危機管理課職員）による災害警戒準備体制をとるものとする。この場合において、市消防は災害発生の有無及び活動状況等について、防災担当者と連携を図ること。

- ① 市域において地震による揺れで震度4を観測したとき。
- ② 市の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき。
- ③ 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき。

#### (2) 災害警戒本部

災害の発生や災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置には至らないものの、組織として横断的な対応をとる必要があるときは、「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

#### 〈災害警戒本部の設置基準〉

- ① 市域において、地震による揺れで震度5弱を観測したとき。（災害警戒本部の自動設置発令）
- ② 市の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波警報が発表されたとき。
- ③ 地震、津波により、県の全域又は市域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ④ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。
- ⑤ 弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れから、津波災害に備え、避難の必要を認めるとき。

## 第1章 災害応急対策計画

### 〈組織及び所掌事務〉

- ① 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副市長をもって充てる。
- ② 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長、市長部局の部長、参事等、教育委員会の部長、水道部長、消防長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを参集する。
- ③ 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務部長が指揮をとるものとする。
- ④ 本部長は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項はその都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	㉞ 各部の配備体制 ㉟ 緊急措置事項
主な協議事項	㊦ 被害状況に関すること ㉠ 応急対策に関すること ㊧ 避難情報等に関すること ㊨ 災害対策本部の設置に関すること ㊩ その他災害対策の重要事項に関すること ㊪ 災害警戒本部の廃止に関すること

- ⑤ 災害警戒本部の組織編成及び所掌事務は、別掲《災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構》によるものとする。

## 2 災害対策本部

災害の規模が大きく、全庁体制により災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときには、市長を本部長とした「災害対策本部」を設置するものとする。

### (1) 災害対策本部の設置等の基準

#### ① 本部の設置・廃止の基準

種 別	基 準
本部の設置	㊦ 市域において地震による揺れで震度5強以上を観測したとき。 ㉠ 市域において大津波警報が発表されたとき。 ※㊦、㉠については、災害対策本部の自動設置発令とする。 ㊧ 県対策本部が設置された場合において、市対策本部の設置の必要を認められたとき。 ㊨ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、体制をとる必要のあるとき。
本部の廃止	本部の廃止について、次の事項に従い市長が決定する。 ㊦ 災害の危険が解消したと認められるとき。 ㉠ 災害発生における応急措置がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなると認められるとき。

#### ② 本部設置・廃止における通知及び公表

本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関及び市民に対し、次のとおりに通知公表するものとする。

通知又は公表先	通知又は公表の方法
㉗ 各班への通知・公表	庁内放送、電話、その他迅速な方法
㉘ 地域住民への公表	テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、その他迅速な方法
㉙ 報道機関への通知・公表	電話、FAX、その他迅速な方法
㉚ 県への通知	〃
㉛ うるま警察署 石川警察署	〃
㉜ その他関係機関	〃

③ 本部の設置場所

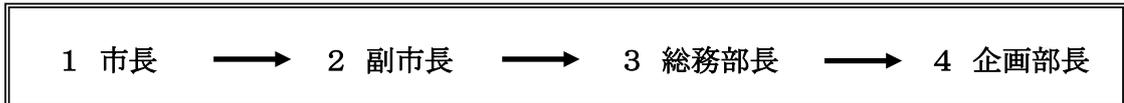
本部の設置場所は原則として市役所本庁舎とする。

なお、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の施設から使用可能な場所に設置する。

施設名	場所	海拔	建築年	備考
うるま市民芸術劇場	字仲嶺 175	約 69m	平成 6 年	
うるま市水道部庁舎	字兼箇段 896	約 44m	平成 14 年	

(2) 組織及び所掌事務

- ① 災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- ② 本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを参集する。
- ③ 本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行うものとする。  
この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。



- ④ 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催場所	市役所本庁舎東棟 3階 庁議室
主な報告事項	㉗ 各部の配備体制 ㉘ 緊急措置事項
主な協議事項	㉗ 被害状況に関すること

## 第1章 災害応急対策計画

	<ul style="list-style-type: none"><li>㊶ 応急対策に関すること</li><li>㊷ 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること</li><li>㊸ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること</li><li>㊹ 避難の指示、警戒区域の指定に関すること</li><li>㊺ 市民向緊急声明の発表に関すること</li><li>㊻ 応急対策に要する予算及び資金に関すること</li><li>㊼ 国、県等への要望及び陳情等に関すること</li><li>㊽ その他災害対策の重要事項に関すること</li><li>㊾ 復旧・復興に関すること</li></ul>
--	--

⑤ 本部の組織編成及び所掌事務は、別掲《災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構》によるものとする。

⑥ 各対策部は原則として、本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により、本部長が指示した部は、設置されないものとする。

### 3 現地対策本部

#### (1) 現地対策本部の考え方

災害により甚大な被害が発生した場所・地域では、市をはじめ消防、警察などの多数の防災関係機関が救助及び救援活動を展開することとなる。これら防災関係機関が円滑な活動を実施するためには、現地において活動機関による情報の共有や、活動内容の調整を図る必要がある。

そのため、市長は、状況に応じて必要と認めるときは、被災現場付近に現地対策本部を設置し、救助や救援活動の総合調整を行うものとする。

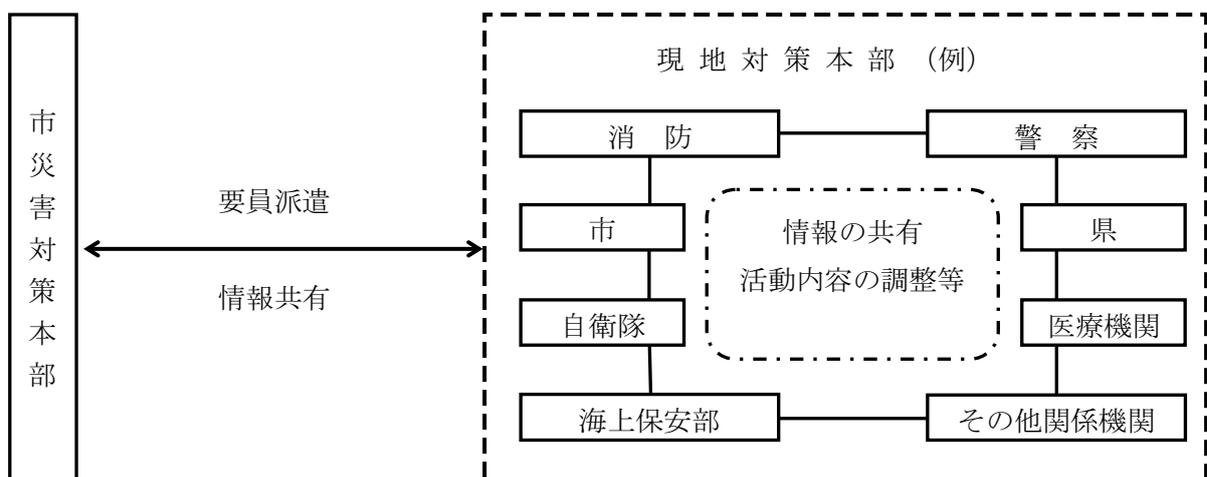
#### (2) 現地対策本部の要員

現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）に副市長（副市長が不在又は連絡不能の場合は、市長が指示する者）を置き、現地本部長を補佐する要員として防災担当から1名、消防本部から1名及び関係各課から必要な人数をもって構成し運営するものとする。

#### (3) 防災関係機関への連絡及び職員の派遣要請

市長は、現地対策本部を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡を行い、関係職員の派遣について要請するものとする。

<現地対策本部のイメージ>



## 4 災害対策の職員動員計画

### (1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模を指示する。

### (2) 災害対策体制基準

#### ① 体制の基準

災害警戒体制をはじめ、災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

基準	体制	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部	
				第一配備	第二配備
地震・津波の基準 (風水害や土砂災害等、地震津波以外の基準は、第3編に記載する。)		▶市域で震度4の地震を観測したとき ▶津波注意報の発表があった場合	▶市域で震度5弱の地震を観測したとき ▶津波警報の発表があった場合	▶市域で震度5強の地震を観測したとき ▶大津波警報の発表があった場合	▶市域において震度6弱以上の地震を観測したとき ▶津波による甚大な被害が発生した場合
配備人員	本部要員	—	▶副市長、各部の部長、参事等(消防本部参事除く)	▶市長、副市長、教育長、各部長、参事等(消防本部参事除く)	▶第一配備と同じ
	各課室等の体制	▶防災担当課員及び必要に応じて関係する部署の課員 ※防災担当課員が指示する部署課員	▶所管施設等の被害状況の確認及び救助救援の準備に必要な要員の配備	▶所管施設等の被害状況の確認及び救助救援の実施に必要な要員の配備	▶最大動員(出勤可能な全ての職員)
		※各課室等の配備人員は、《災害対策本部等(警戒本部)の所掌事務及び組織機構》のとおりとする。			

#### ② 配備人員の選定等

各部長等は、体制の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

また、部内の緊急連絡網を構築するとともに、毎年4月1日には、部内管理職の連絡名簿を防災担当部長に提出するものとする。

### (3) 動員方法

#### ① 本部長並びに本部要員(各部長等)の動き

- ㉞ 本部長は、市域において、災害対策(警戒)本部の設置に至る地震の発生や津波・大津波警報が発表された場合は、直ちに本部会議を参集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- ㉟ 各部長等は、本部会議において決定された事項を速やかに所属課長等に伝達するものとする。なお、災害状況により、本部会議に出席できなかった部等については、防災担当部長から本部決定事項を伝達することとする。
- ㊱ 各部長等は、あらかじめ部内の非常連絡体制を構築しておく。

- ㊦ 本部会議の参集に関する事務は、防災担当課が行う。
- ㊧ 配備についての職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。この場合、二次災害の防止に留意するものとする。また、各部長等は、配備についての職員の名簿（配備要員名簿（資料編記載））を作成し、事後速やかに防災担当部長に報告するものとする。

## ② 勤務時間内の職員動員

- ㊨ 各部長等は、本部会議で決定した配備体制により、所属職員を班ごとに配備につけ、災害応急対策活動を命じる。
- ㊩ 災害の状況に応じ、各部長等は班の配備人員の増減を調整する。また、部内での応援体制について調整を図るものとする。

## ③ 勤務時間外の職員動員（非常登庁）

- ㊪ 市の職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自発的に登庁するものとする。
  - ㊫ 各部長等及び各課長等は、㊪により災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、所属職員の安否の確認に努め、参集が可能であれば災害対策活動の任務を命じることとする。
- ※ 災害応急活動に専念するためには、災害から自身をはじめ家族や親族等の安全確保を図る必要がある。そのため、職員は、日頃から家庭内において家具の転倒防止や避難場所を話し合っておき、被害の軽減に努めることとする。

## (4) 勤務時間外及び休日における参集時の留意事項

職員は、勤務時間外及び休日における参集（自発的又は勤務命令）について、次の要領により速やかに行動を開始する。

### ① 安全確保

自らの安全を確保するとともに、家族の安全を確保・確認する。

### ② 参集する場合の服装等

応急活動に適した服装（作業服やトレパン等）とし、着替えやタオル、食料、飲料水、懐中電灯等必要な用具を持参携行するよう努める。

### ③ 参集の方法

災害の状況によっては、道路等の破損などにより自動車が使用できないことも予想される。そのことから、職員は、事前に自宅から庁舎までの迂回道路等の確認を行っておくものとする。

### ④ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、救助現場等に遭遇したときは、消防又は警察に通報連絡するとともに、直ちに地域住民に協力を求め、人命救助、消火活動などの適切な措置を講じ、当該活動がある程度終了した時点で参集するものとする。

### ⑤ 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況等の収集に努め、その情報を上司に報告するものとする。情報の報告については、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」によるものとする。

第1章 災害応急対策計画  
《災害対策本部組織図》

災害対策本部	本部長(市長)	<b>統括情報部</b>	<b>班名</b>	<b>班長</b>	<b>配備担当課</b>
		統括：企画部参事 補佐：企画部長 総務部長 議会事務局長	全体統括班	危機管理課長	危機管理課 (企画部) 企画政策課 (企画部) 議会総務課 (議会事務局) 議事課 (議会事務局) 選挙管理委員会 監査委員事務局
			情報班	D X推進課長	D X推進課 (総務部)
			広報班	秘書広報課長	秘書広報課 (企画部)
庶務班	職員課長		職員課 (総務部) 共生推進室 (企画部)		
	受援班	行政推進課長	行政推進課 (総務部) プロジェクト推進1課 (企画部) プロジェクト推進2課 (企画部)		
副本部長(副市長)	<b>避難支援部</b>	<b>班名</b>	<b>班長</b>	<b>配備担当課</b>	
	統括：財務部長 補佐：市民生活部長 市民生活部参事 都市建設部長 都市建設部参事	避難所班	財務政策課長	財務政策課 (財務部) 資産税課 (財務部) 納税課 (財務部) 市民税課 (財務部)	
		安否情報班	市民課長	市民課 (市民生活部)	
		仮設住宅班	施設保全課長	施設保全課 (都市建設部) 建築工事課 (都市建設部)	
副本部長(副市長)	<b>物資支援部</b>	<b>班名</b>	<b>班長</b>	<b>配備担当課</b>	
	統括：経済産業部長 補佐：農林水産部長 会計管理者 財務部長 学校教育部長 社会教育部長 社会教育部参事 こども未来部長 こども未来部参事	物資受入班	産業政策課長	産業政策課 (経済産業部) 農林水産政策課 (農林水産部) 農業委員会 会計課	
		輸送班	資産マネジメント課長	資産マネジメント課 (財務部) こども家庭課 (こども未来部)	
		配給班	商工振興課長	商工振興課 (経済産業部) スポーツ課 (経済産業部) こども教育支援課 (こども未来部)	
		炊き出し班	学校給食センター長	学校給食センター (学校教育部) 教育政策課 (社会教育部) 文化財課 (社会教育部)	
		ボランティア班	こども政策課長	こども政策課 (こども未来部) こども発達支援課 (こども未来部)	
副本部長(副市長)	<b>施設管理部</b>	<b>班名</b>	<b>班長</b>	<b>配備担当課</b>	
	統括：都市建設部長 補佐：都市建設部参事 総務部長 社会教育部長 社会教育部参事 農林水産部長 水道部長	庁舎管理班	総務政策課長	総務政策課 (総務部) 施設保全課 (都市建設部) 維持管理課 (都市建設部)	
		教育施設班	教育施設課長	教育施設課 (社会教育部) 生涯学習文化振興センター (社会教育部)	
		道路対策班	維持管理課長	維持管理課 (都市建設部) 道路整備課 (都市建設部) 公園整備課 (都市建設部) 農林水産整備課 (農林水産部) 都市政策課 (都市建設部)	
		水道対策班	水道政策課長	水道政策課 (水道部) 工務課 (水道部) 営業課 (水道部)	
		下水道対策班	下水道課長	下水道課 (水道部)	

市民支援部	班名	班長	配備担当課	
統括：福祉部長 補佐：企画部長 企画部参事 市民生活部長 市民生活部参事 経済産業部長 学校教育部長 こども未来部長 こども未来部参事 都市建設部長 都市建設部参事 財務部長	要支援者支援班	福祉政策課長	福祉政策課 (福祉部) 保護課 (福祉部) 介護長寿課 (福祉部) 障がい福祉課 (福祉部)	
	基地涉外班	危機管理課主幹	危機管理課 (企画部)	
	外国人支援班	市民協働政策課長	市民協働政策課 (市民生活部)	
	観光客支援班	観光イベント課長	観光イベント課 (経済産業部)	
	教育支援班		学校教育課長	学校教育課 (学校教育部)
				教育支援センター (学校教育部)
				学務課 (学校教育部)
				保育こども園課 (こども未来部)
				こども教育支援課 (こども未来部)
	住宅被害調査班		建築行政課長	建築行政課 (都市建設部)
				資産税課 (財務部)
				用地課 (都市建設部)

保健衛生部	班名	班長	配備担当課
統括：市民生活部長 補佐：市民生活部参事 こども未来部長 こども未来部参事 水道部長	救護班	健康支援課長	健康支援課 (市民生活部)
			子育て世代包括支援センター (こども未来部)
	環境保全班	環境政策課長	環境政策課 (市民生活部)
			不法投棄対策室 (市民生活部)
	遺体安置所班	国民健康保険課長	国民健康保険課 (市民生活部)
			市民協働政策課 (市民生活部)
			市民課 (市民生活部)

救命救助部	班名	班長	配備担当課
統括：消防長 補佐：消防参事	消防総務班	消防政策課長	消防政策課
	警防班	警防課長	警防課
	予防班	予防課長	予防課
	消防班	各消防署長	具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所

産業復興部	班名	班長	配備担当課
統括：経済産業部長 補佐：都市建設部長 都市建設部参事 農林水産部長	復興統括班 農水産業復興班	産業政策課長 農林水産政策課長	産業政策課 (経済産業部)
			農林水産政策課 (農林水産部)
			農林水産整備課 (農林水産部)
			生産振興課 (農林水産部)
	商工業復興班	商工振興課長	商工振興課 (経済産業部)
	観光業復興班	観光イベント課長	観光イベント課 (経済産業部)

全体支援部	班名	班長	配備担当課
統括：総務部長 補佐：社会教育部長 社会教育部参事 学校教育部長	支援班	契約検査課長	契約検査課 (総務部)
			図書館 (社会教育部)
			小学校/中学校 (学校教育部)

※統括の補佐については、統括者が不在又は連絡不能の場合に、統括者に代わって対策本部会議への出席や部内の調整等を行う。

## 第1章 災害応急対策計画

### 《災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構》

災害時における業務については、主に「初動期」「応急対策期」「復旧・復興期」の3つに分類される。

各部各班の業務については、活動期別の活動内容の考え方に留意し、次頁の《災害時における各部各班の事務分掌》により実施する。

活動期別	活動内容等
初動期	発災後から3日の間に実施する活動である。 そのなかでも発災から数時間のうちに実施する活動は、主に関係職員の非常参集、被害状況の収集・把握、消防、救急・救助活動の展開、市民への災害情報の伝達などとする。 その後、前述の活動に加え、対策本部会議の開催、避難所の設置や食料・飲料水等の調達配給、安否情報の確認整理など、主に被災者の救助・救援に重点を置いた活動を展開する。
応急対策期	発災後、おおむね4日～14日の間に実施する活動である。 初動期の活動に加え、被害調査、避難所の運営、被災者の救援、食料や飲料水・生活必需品等の調達・配給、建物の応急危険度判定の開始、行方不明者の搜索、重要公共施設の応急復旧等が応急対策期の主な活動となる。
復旧・復興期	発災後、おおむね15日以降に実施する活動である。 主に本部会議の開催、避難所の運営、家屋等被災調査及び罹災証明の発行、公共施設の復旧、仮設住宅等の建設確保、防疫、災害ゴミ対策、被災者の復興・生活再建などの支援対策が復旧・復興期の活動となる。

《時系列表》



※活動期の時系列については、災害の規模や状況により前後することに留意する。

《災害時における各部各班の事務分掌》

下記の事務分掌は、災害時における主な業務等を示しているが、災害時は、日常とは違う環境での業務となるため、想定していない業務が多々発生する。そのようなことから、各部各班は、通常行っている業務の延長的な視点により業務を遂行する必要があることに留意する。

また、次に掲げる職員については、配備の対象から外すよう配慮する必要がある。

- ① 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難な者
- ② 妊娠中の女性職員及び乳幼児をもつ者
- ③ 発災時において、急病・負傷等で参集不能となった者

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
統括情報部	全体統括班	①本部の設置運営に関する事 ②災害情報及び被害情報等の収集・整理・伝達に関する事 ③部内及び各部への連絡調整に関する事 ④防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑤協定締結機関等への協力要請に関する事 ⑥自衛隊への災害派遣要請に関する事 ⑦各種輸送手段の調整に関する事 ⑧広域的な避難に関する事 ⑨防災行政無線の統制及び通信機器等の保全に関する事 ⑩帰宅困難者等の調整に関する事 ⑪その他特命事項に関する事	初動期の活動に加え、 ⑫災害救助法に関する事 ⑬業務継続計画の調整に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑭災害救助法に係る救助経費求償事務に関する事 ⑮罹災証明書の発行に関する事 ⑯災害復興計画に関する事	5	全職員	全職員
	情報班	①電算機器等の保全に関する事	初動期の活動に加え、 ②庁内ネットワークの維持等に関する事 ③安否情報システムの調整に関する事 ④災害時要援護者システムの維持等に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半分	全職員
	広報班	①市長、副市長の秘書に関する事 ②災害関連情報の広報に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 ④災害関連情報の記者発表に係る統制及び総合調整に関する事	初動期の活動に加え、 ⑤見舞者の接遇に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	1	職員の半数	全職員

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
受援班	①人的・物的資源の把握に関する事 ②人的・物的資源の調整・管理に関する事 ③応援職員等の要請に関する事 ④各班の受援担当者との連絡調整に関する事 ⑤応援職員等への支援に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員	
避難所班	①部内の連絡調整に関する事 ②避難所の設置運営に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	1	職員の半数	全職員	
安否情報班	①戸籍等の住民記録の保全に関する事 ②住基ネットの維持等に関する事 ② 遺体の埋火葬の許可に関する事	初動期の活動に加え、  ④行方不明者のリスト作成に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員	
仮設住宅班	①市営住宅等所管施設の被害状況の把握に関する事	初動期の活動に加え、  ②応急仮設住宅に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、  ③応急仮設住宅の維持管理及び入退去に関する事 ④所管施設の災害復旧に関する事	2	職員の半数	全職員	
物資受入班	①部内の連絡調整に関する事 ②救援物資の受入れに関する事 ③義援金等の受入、管理・保管に関する事 ④物資の配分・供給に関する事	初動期の活動に加え、  ⑤被災者の物資ニーズの集約に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	3	職員の半数	全職員	
物資支援部	輸送班	①所管車両の管理及び配車に関する事 ②避難住民、救援物資等の運送手段の確保に関する事（物資受入班と連携） ③輸送を必要とする各班との総合調整に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員
	配給班	①被災者への食料、生活必需品等の調達に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
物資支援部	炊き出し班	①所管施設の被害状況の把握に関すること ②学校給食に関すること ③避難所への食事提供の協力に関すること（学校給食を優先する）	初動期の活動に加え、 ④所管施設の応急復旧に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑤所管施設の災害復興に関すること	2	職員の半数	全職員
	ボランティア班	①災害ボランティアの調整に関すること	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員
施設管理部	庁舎管理班	①部内の連絡調整に関すること ②庁舎等市有財産（公園を含む。）の被災状況及び保全対策に関すること。	初動期の活動に加え、 ③市有財産（公園を含む。）の被害調査及びその対策に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員
	教育施設班	①所管する学校等施設の被害状況の把握に関すること ②学校避難所の開設・運営への支援に関すること	初動期の活動に加え、 ③所管施設の応急復旧に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ④所管施設の災害復興に関すること	2	職員の半数	全職員
	道路対策班	①道路等所管施設の被害状況の把握に関すること ②地すべりや急傾斜地等、土砂災害の被害状況の把握に関すること ③水防に関すること	初動期の活動に加え、 ④緊急輸送道路等、重要道路の啓開・復旧に関すること ⑤所管する工事現場等の保全に関すること ⑥障害物及び倒壊家屋等の撤去に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑦道路、水路等の災害復旧に関すること ⑧土砂災害警戒区域の対策について、県と調整を図ること ⑨被災市街地の復興に係る都市計画手続きに関すること	4	全職員	全職員
	水道対策班	①所管施設の被害状況の把握に関すること ②応急給水に関すること ③遺体安置所への洗浄水の供給に関すること	初動期の活動に加え、 ④所管施設の応急復旧に関すること ⑤所管する工事現場等の保全に関すること ⑥断水状況や復旧の見通し等の広報に関すること ⑦応援要請に関すること ⑧所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑨所管施設の災害復興に関すること ⑩料金事務に関すること	1	職員の半数	全職員
	下水道対策班	①下水道施設等所管施設の被害状況の把握に関すること	初動期の活動に加え、 ②所管施設の応急復旧に関すること ③下水道施設の応急復旧に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑤所管施設の災害復興に関すること	1	職員の半数	全職員

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
市民支援部	要支援者支援班	①部内の連絡調整に関する事 ②避難行動要支援者の避難支援に関する事 ③福祉サービス事業所（社会福祉施設、介護施設、障がい者施設等）の被害状況及びサービス提供体制の把握に関する事 ④福祉避難所の設置運営に関する事 ⑤市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ⑥民生委員・児童委員の安否の確認に関する事 ⑦日本赤十字社沖縄県支部との連絡調整に関する事	初動期の活動に加え、  ⑧避難行動要支援者の支援に係る問題の把握に関する事 ⑨障害福祉サービスの提供に関する事 ⑩高齢者支援及び介護保険サービスの提供に関する事 ⑪地域福祉に関する事 ⑫行旅死亡人（身元不明遺体）に関する事 ⑬被災者等に対する生活保護に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	4	職員の半数	全職員
	基地渉外班	①市内米軍基地の情報収集・連絡調整に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	1	職員の半数	全職員
	外国人支援班	①市内在住外国人の把握に関する事（市民課と連携） ②市内在住外国人の避難準備支援に関する事 ③自治会との連絡調整に関する事	初動期の活動に加え、  ④臨時市民相談窓口等の設置に関する事 ⑤災害弔慰金及び災害見舞金に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、  ⑥被災者生活再建支援金に関する事	1	職員の半数	全職員
	観光客支援班	①所管施設の被害状況の把握に関する事 ②観光客等の帰宅困難者対応に関する事	初動期の活動に加え、  ③中小企業の災害関連融資に関する事 ④中小企業の経営相談に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、  ⑤所管施設の災害復旧に関する事	2	職員の半数	全職員
	教育支援班	①所管施設の状況把握に関する事 ②幼児児童生徒の安全確保及び避難計画に関する事 ③学校職員の動員や幼児児童生徒の臨時休校等、学校運営に関する事 ④市内の保育施設との連絡調整に関する事 ⑤災害時の児童生徒、教職員の保健衛生に関する事 ⑥児童生徒、教職員の安否情報の集計に関する事 ⑦災害時の学校予算に関する事	初動期の活動に加え、  ⑧教材、学用品等の調達に関する事 ⑨被災児童生徒の転校及び編入に関する事 ⑩災害時における学校経営に関する事 ⑪学校再開に向けた調整に関する事 ⑫早期の保育再開に向けた調整に関する事 ⑬災害時のスクールバスの運行に関する事 ⑭応急保育に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
保健衛生部	救護班	①保健師の統括に関すること ②避難所及び在宅避難者における保健活動に関すること ③感染症予防対策に関すること ④救護所の開設及び運営に関すること ⑤保健所や関係機関との連携に関すること ⑥医療支援チーム等の受入れ、救護所への配置に関すること ⑦他自治体応援保健師及び栄養士の受入れ、運用調整に関すること ⑧沖縄県栄養士会等との連絡調整に関すること	初動期の活動に加え、 ⑨被災者等の心身の健康保持及び疾病予防等の保健活動に関すること ⑩避難所等における食料等の栄養管理に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員
	環境保全班	①一般ごみの処理に関すること ②し尿の収集・処理に関すること ③震災廃棄物処理計画に関すること ④震災廃棄物の仮置場に関すること ⑤避難所等への仮設トイレの設置・管理に関すること	初動期の活動に加え、 ⑥動物の死体収容及びその処置に関すること ⑦動物の保護・収容に関すること ⑧浸水家屋の消毒に関すること ⑨防疫に関すること ⑩避難所等の仮設トイレのし尿の収集・処理に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員
	遺体安置所班	①遺体安置所の設置及び運営に関すること ②警察及び葬祭業者等との連絡調整に関すること ③遺体の引き渡し等に関する総合調整に関すること	初動期の活動に加え、 ④身元不明遺体の取り扱いに関すること（保護課と連携）	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員
救命救助部	消防総務班	①所管施設の被害状況の把握に関すること ②部内の連絡調整に関すること ③職員の非常招集に関すること ④職員の安否確認に関すること ⑤報道機関からの問い合わせ対応に関すること	初動期の活動に加え、 ⑥物品等の調達に関すること ⑦所管施設の応急復旧に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑧所管施設の災害復興に関すること ⑨予算経理に関すること	2	全職員	全職員

第1編 共通編  
第2編 地震・津波編  
第3編 風水害等編  
第4編 原子力災害編  
第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数			
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備	
								救命救助部
予防班	①危険物施設の被害状況の把握に関すること ②危険物施設の保安指導に関すること ③出火防止等の広報に関すること	初動期の活動の継続	初動期、応急活動期の活動に加え、  ④火災原因調査及び焼損被害調査に関すること ⑤火災等の罹災証明の発行に関すること	2	全職員	全職員		
消防班	①住民への避難広報に関すること ②消防車両等の保全に関すること ③消火、救助、救急活動に関すること ④応急救護所の設置に関すること ⑤警戒区域等の設定に関すること ⑥県内消防機関との連絡調整に関すること ⑦災害情報の広報に関すること ⑧被害状況の把握に関すること ⑨通信指令に関すること	初動期の活動に加え、  ⑩消防・救急体制の維持に関すること ⑪行方不明者の検索救助に関すること ⑫消防資器材等の調達に関すること ⑬緊急消防援助隊の受入体制に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続  ⑭救援物資の輸送等への協力に関すること	当直員	全職員	全職員		
復興統括班	①部内の連絡調整に関すること	初動期の活動に加え、  ②災害時の雇用確保対策に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、  ③産業の復興の総括に関すること ④被災者の就職支援に関すること	4	職員の半数	全職員		
産業復興部	農水産業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関すること	初動期の活動に加え、  ②農水産関係の被害の把握に関すること ③農水産関係機関との連絡調整に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、  ⑤農水産関係の被害に関する罹災証明等の発行に関すること ⑥農水産業の災害関連融資に関すること ⑦農水産業復興支援に関すること	4	職員の半数	全職員	
	商工業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関すること	初動期の活動に加え、  ②商工業関係の被害の把握に関すること ③商工業関係機関との連絡調整に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、  ⑤商工業関係の被害に関する罹災証明等の発行に関すること ⑥復興のための商工業金融対策等の実施に関すること	2	職員の半数	全職員	

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
					産業復興部	観光業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関すること
全体支援部	支援班	①全体統括班の指示による他の班への応援	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

## 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

### 1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

※緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に、原理的に間に合わない。

### 2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

#### (1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

#### (2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

#### (3) 震源・震度に関する情報

震度1以上の地震が観測されたとき、津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。

#### (4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある）。

また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表する）。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(8) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する（地震発生から10分後程度で1回発表）。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	
発表基準	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）</li> <li>・（担当地域で）震度4以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>
内容	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</li> </ul>

## 第1章 災害応急対策計画

地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	
発表基準	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時</li> <li>・(担当地域で) 震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>
内容	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</li> </ul>
地震活動図	
発表基準	定期（毎月初旬）
内容	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	
発表基準	定期（毎週金曜）
内容	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

### 3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

#### (1) 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等とともに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

## 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、 とるべき行動
		数値での発表 (想定される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## ＜津波警報等の留意事項等＞

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合もある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

## 第1章 災害応急対策計画

### (2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

#### 津波情報の種類と発表内容

種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

#### 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

＜津波情報の留意事項等＞

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中だけでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴な

# 第1章 災害応急対策計画

(津波に関するその他の情報に含めて発表)

どに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

## (4) 津波予報区

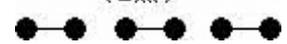
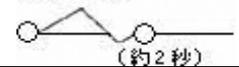
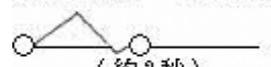
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

### 沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

### 津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

また、旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、以下のとおりである。

標識の種類	標 識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1" style="text-align: center; width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="background-color: red; color: white;">赤</td> <td style="background-color: white; color: black;">白</td> </tr> <tr> <td style="background-color: white; color: black;">白</td> <td style="background-color: red; color: white;">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

## 4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、以下の図のとおりである。

情報の発表を知り得た市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により市民、観光客、従業員等に伝達する。

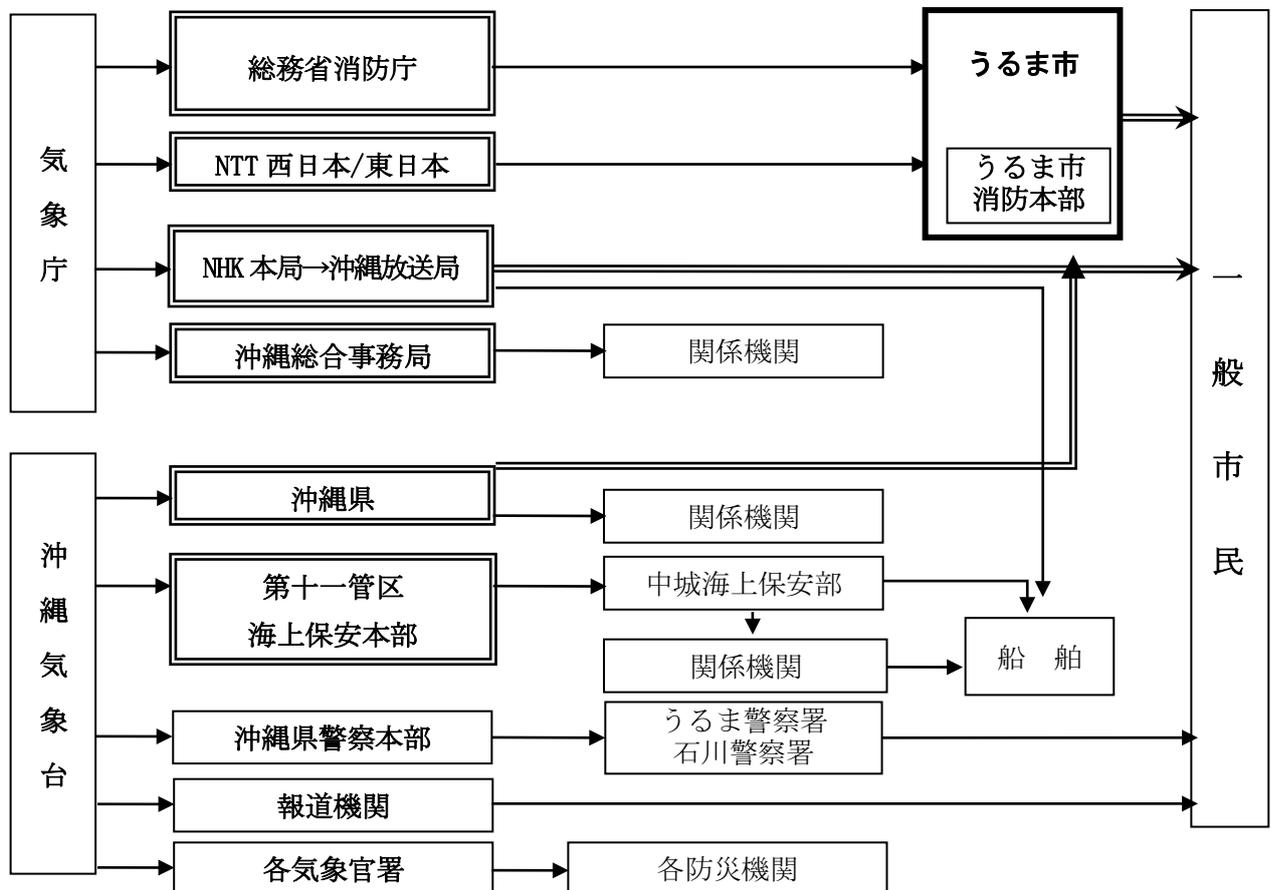
また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに市民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

## 5 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、市消防等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車、エリアメール/緊急速報メールを用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示するものとする。

また、警察等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。



津波警報等の伝達系統図

注) 二重枠内 (  ) の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先、細枠 (  ) 内の機関は、その他伝達先。二重線の経路 (  $\Rightarrow$  ) は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

## 第3節 災害通信計画

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 消防通信設備の利用	統括情報部全体統括班	市消防
・ 警察通信設備の利用		うるま警察署・石川警察署
・ 沖縄電力通信設備の利用		沖縄電力株式会社
・ 通信設備優先利用の協定		関係機関
・ 放送要請の依頼		県、放送機関

### 2 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

### 3 通信設備の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

#### (1) 電気通信事業用設備の利用

##### ① 非常扱いの通話

事前にNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。

非常通話は、天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

○非常扱いの通話は、次のとおりとする。

通話の内容	機関等
㉞ 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
㉟ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
㊱ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
㊲ 交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

通話の内容	機関等
㊦ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
㊧ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
㊨ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
㊩ 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各号に掲げる機関との間

○緊急扱いの通話は、次のとおりとする。

通話の内容	機関等
㊪ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	・非常扱い通話を取扱う機関相互間（前項の表中㊩欄に掲げるものは除く。） ・緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と機関との間
㊫ 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
㊬ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
㊭ 天災事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
㊮ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	・水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ・預貯金業務を行う金融機関相互間 ・国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の㊩欄からこの欄までに掲げるものを除く。）相互間

② 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター（115）に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

## 第1章 災害応急対策計画

### (2) 専用通信設備の利用

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及び電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合には、以下に掲げる通信設備の利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

① 消防通信設備
② 警察通信設備
③ 沖縄電力通信設備

なお、警察通信設備による通信方法は、以下ルート使用し通信連絡をするものとし、平素から関係機関との意思疎通に努めるものとする。

非常通信ルート	非常通信受付機関	担当部署・電話番号
うるま市 → うるま警察署・石川警察署 県庁 ← 県警本部 ←	うるま警察署	警備課 098-973-0110

### (3) 通信設備優先利用の協定

市は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

### (4) 放送要請の依頼

市が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨を報告するものとする。

## 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

### 1 実施担当

#### (1) 市の役割

- ① 市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。
- ② 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

#### (2) 消防の役割

市消防は、火災等が同時多発的あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害状況の収集	各対策部各班	県警察、各自治会、関係機関等
・地震発生直後の第一次情報の報告	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班	
・災害概況調査	各対策部各班	各自治会、関係機関
・災害概況調査報告	各対策部各班 統括情報部全体統括班 救命救助部警防班	
・被害の中間調査	統括情報部全体統括班 市民支援部住宅被害調査班	

### 2 災害状況の収集

市は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・避難指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

### 3 地震発生直後の第1次情報の報告

- (1) 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- (2) 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市域内で震度 5 強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- (3) 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- (4) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

### 4 報告の種類

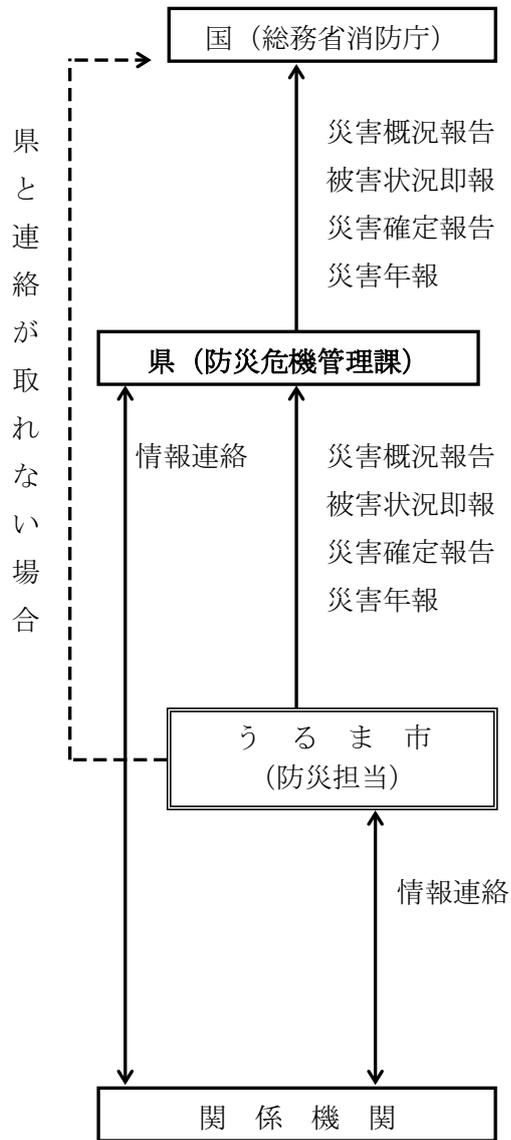
被害発生の時間的経過にともない、3段階(災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告)に区分する。報告については、別紙様式の記入要領に基づき報告する。

報告の種類	報 告 要 領
(1) 災害概況即報	市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号（資料編参照）に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。
(2) 被害状況即報	市は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号（資料編参照）に基づく内容を、地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。 また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。 なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。
(3) 災害確定報告	市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第1号（資料編参照）に基づく内容を、地方本部等を経て、県に報告する。 なお、報告に当たっては、県警察と密接な連絡を保つものとする。
(4) 災害年報	市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号（資料編参照）に基づき4月15日までに県へ報告する。

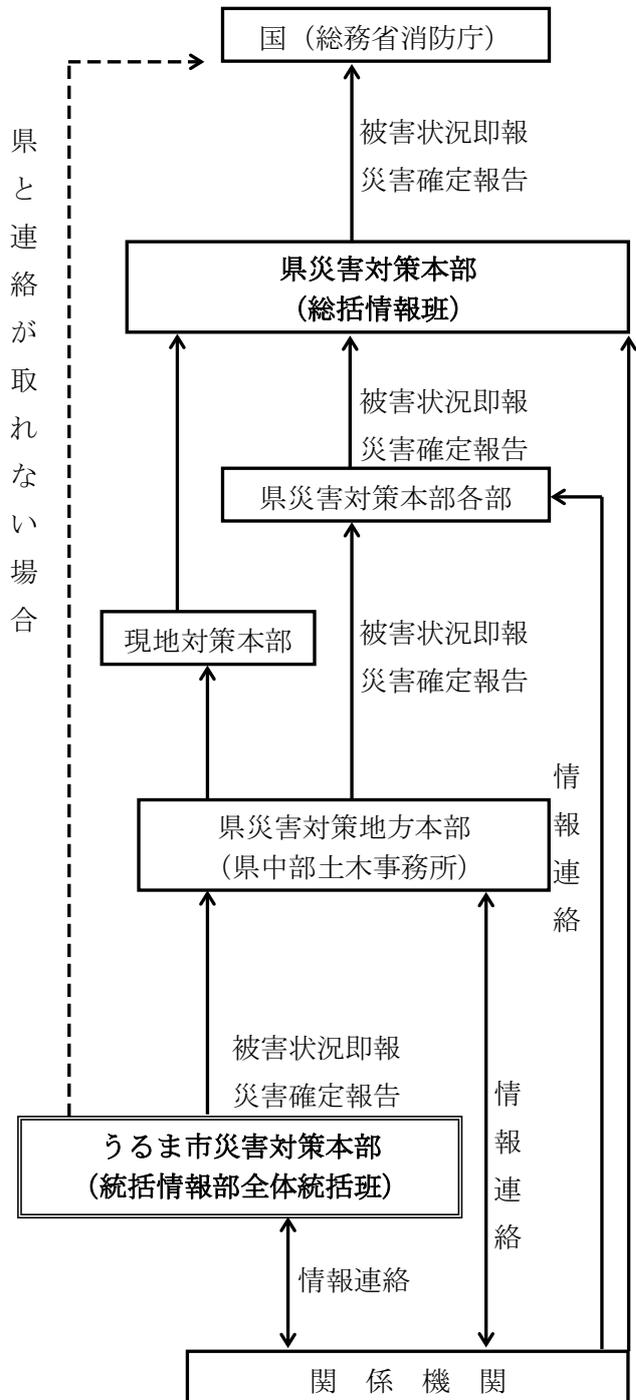
(総務省消防庁：TEL03-5253-7777 : FAX03-5253-7553)

《災害情報連絡系統図》

《県災害対策本部未設置時》



《県及び市災害対策本部設置時》



## 5 災害概況即報（災害発生時）

### (1) 概況調査方法

大規模な災害が発生した場合、職員（参集途中での情報収集）、自治会長及び関係機関等から下記事項の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

#### ■災害情報

① 災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地象等情報
② 被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、水道、危険物取扱施設等
③ 避難状況	避難指示等の状況、警戒区域の設定状況、避難者数、避難所の開設状況
④ 通信網の確保状況等に関する情報	市の関係部署、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼働状況等
⑤ 道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
⑥ 対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
⑦ その他の情報	大規模災害時における市消防への119番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

### (2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を資料編の様式（概況調査票）に記入の上、所属長へ提出し、所属長は取りまとめた概況調査票を全体統括班へ報告するものとする。ただし、火災や人命に関わる場合は、直接消防署（119番通報）及び統括情報部全体統括班（973-6760）へ連絡するものとする。

全体統括班は、各対策部等から収集した情報（概況調査事項等）を直ちに災害概況即報として災害即報様式第1号（資料編参照）にて県に報告する。この場合、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

## 6 被害状況即報（中間報告）

### (1) 中間調査対象

概況調査等の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。調査の対象は人、住家被害等とする。

### (2) 中間調査方法

災害の規模・状況等を勘案し、調査の必要があれば、本部長の指示により住宅被害調査班（建築行政課、資産税課及び用地課）を結成し、下記により調査を実施する。

事前の準備	調査担当者に別紙（資料編）の「災害調査票」を配布し、調査・連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班 編 成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査班を編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判 定 基 準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、別紙「被害状況判定基準」及び災害調査票により行う。
被 害 写 真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調 査 期 間	本部からの指示後、10日以内（大規模災害により被害が甚大な場合はおおむね1ヶ月）に完了・報告を目指すものとする。

## 第5節 災害広報計画

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、市民に対する普及啓発に努めるものとする。

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・市民及び観光客に対する広報	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	報道機関 関係機関・団体
・避難行動要支援者に対する広報	統括情報部全体統括班 市民支援部要支援者支援班	報道機関 関係機関・団体
・報道機関に対する広報要請	統括情報部全体統括班 統括情報部広報班	報道機関

### 2 実施要領

#### (1) 各対策部の広報

各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは、統括情報部全体統括班に原則として文書でもって通知するものとする。

#### (2) 実施体制

広報班は、統括情報部全体統括班と連携し、各対策部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに市民及び報道機関へ広報するものとする。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

### 3 市民及び観光客等の来訪者に対する広報の方法

#### (1) 広報の方法

- ① うるま市防災行政無線による広報
- ② 報道機関を通じ、テレビ・ラジオ・新聞等による広報
- ③ 広報車による広報
- ④ 写真、ポスター等の掲示
- ⑤ 広報誌等の配布、その他

## (2) 市民等からの問い合わせ等への広報

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置
- ② 市ホームページ、SNS等の活用
- ③ 専用電話の設置による広報活動

## 4 避難行動要支援者に対する広報

- ① うるま市防災行政無線による広報
- ② テレビの文字放送等を活用した広報
- ③ 市民支援部要支援者支援班を中心に関係機関（社会福祉協議会、民生委員、自治会・自主防災組織等）の協力を得た直接呼びかけ
- ④ 手話及び外国語通訳を確保した広報

## 5 報道機関に対する情報等の発表の方法

## (1) 発表体制

市災害対策本部における災害情報及び被害状況等の発信（広報）は、広報班が行うものとする。この場合、発信（広報）する内容については、おおむね下記のとおりとし、全体統括班と連携し、正確な情報の収集に努めるものとする。

- ① 災害の種別（名称）及び発生日月
- ② 災害発生の場所又は被害激甚地域
- ③ 被害の状況
- ④ 市災害対策本部における応急対策の状況
- ⑤ その他必要な事項

## (2) 報道機関への要請

災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、必要に応じ、市は、報道機関に情報連絡員等の派遣を要請するものとする。

## 6 報道機関を通じて行う市民に対する広報

市民に対する広報手段としては、報道機関による放送が有効であるため、報道機関を通じ市民や被災者に対して必要な情報、注意事項及び本市の対策等の周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね下記のとおりである。

- ① 市災害対策本部及び市消防（119番）への不要不急の電話の自粛
- ② 被災者の安否
- ③ 空き病院の情報
- ④ 二次災害防止のためにとるべき措置
- ⑤ 交通情報
- ⑥ 食料・生活物資に関する情報
- ⑦ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し
- ⑧ その他必要な事項

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、次によるものとする。

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 知事への自衛隊派遣要請	統括情報部全体統括班	県防災危機管理課
・ 派遣部隊の撤収	統括情報部全体統括班	県防災危機管理課

### 2 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合

### 3 災害派遣の要領

#### (1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

① 知事	主として陸上災害
② 第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
③ 那覇空港事務所長	主として航空機遭難

#### (2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

① 陸上自衛隊第15旅団長
② 海上自衛隊第5航空群司令
③ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
④ 航空自衛隊南西航空方面隊司令

#### (3) 市長の派遣要請要求等

##### ① 知事への派遣要請

市長は、基本法第68条の2に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書（別紙）に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（県防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

##### ② 防衛大臣等への通知

市長は、①の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行なった場合、速やかにその旨を知事（県防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定する者 = 派遣命令者

**(4) 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）**

① 災害派遣（救急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第106条）は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

㊦ 災害の状況及び派遣を要請する事由
㊧ 派遣を希望する期間
㊨ 派遣を希望する区域及び活動内容
㊩ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

② 救急患者空輸を要請する場合

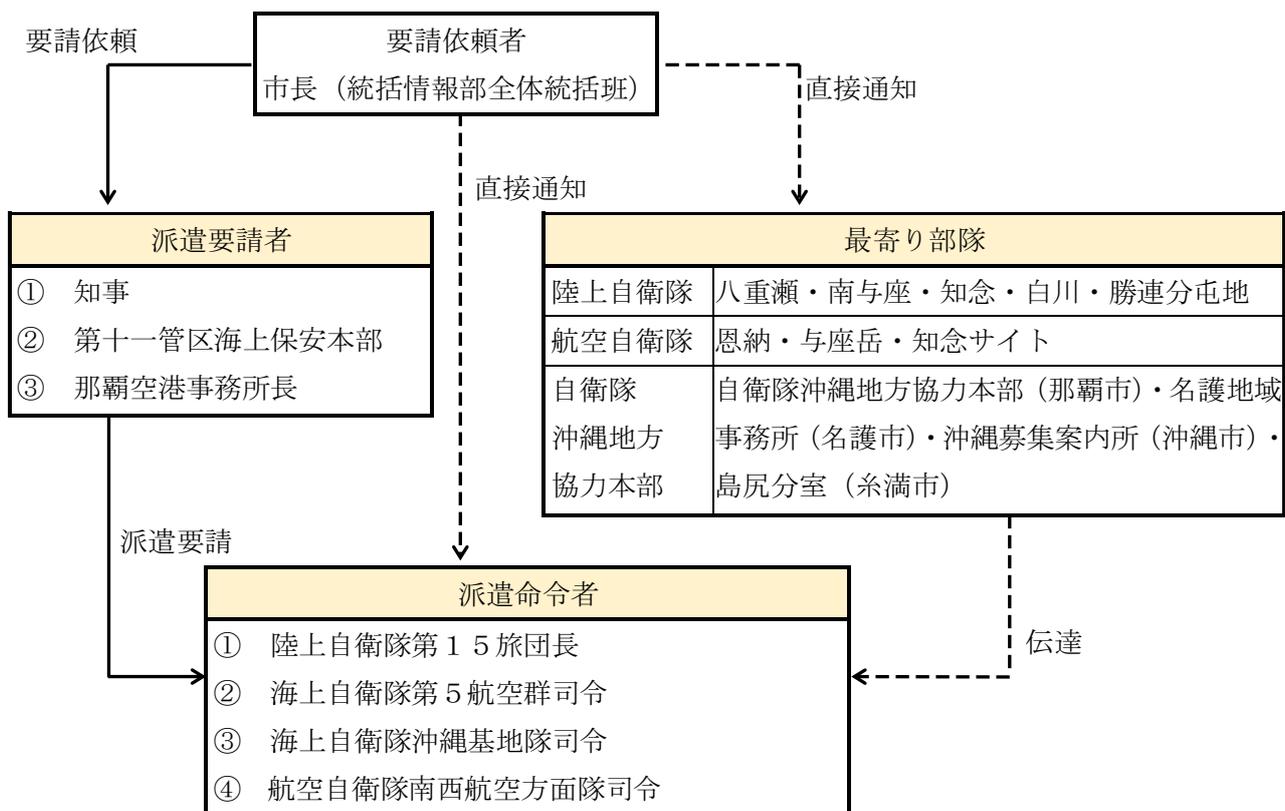
患者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院先病院、空輸区間</li> <li>患者の氏名、性別、生年月日、年齢、職業、住所</li> <li>病名、感染症、意識、要至急入院、手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見</li> </ul>
付添者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>付添人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所</li> <li>添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所</li> </ul>
特異事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数</li> <li>搭載医療器材及びその大きさ、重量</li> <li>現地の風向、風速、天候、視界</li> </ul>
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材</li> </ul>

**(5) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置**

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

# 第1章 災害応急対策計画

## 《自衛隊の災害派遣要請系統図》



注) 緊急時における直接通報を実施した場合は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

### 〈自衛隊の連絡場所〉

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第15旅団	那覇市鏡水 679	098-857-1155
	八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	八重瀬町字安里 569	098-998-3439
	知念分屯地	南城市字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
海上自衛隊	海上自衛隊沖縄基地隊	うるま市勝連平敷屋 1920	098-978-2342
	海上自衛隊第5航空群司令	那覇市字当間 252	098-857-1191
航空自衛隊	航空自衛隊南西航空方面隊	那覇市当間 301	098-857-1191
	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市字佐敷 1641	098-948-2813
自衛隊沖縄 地方協力本部	恩納分屯基地	恩納村字恩納 7441	098-966-2053
	沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
	名護地域事務所	名護市宮里 452	0980-52-4064
	沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
	島尻分駐所	糸満市阿波根 1378-2 マンション伊良波	098-992-4141

急患空輸等の要請先（電話：自衛隊の連絡場所に同じ）

実施事項	連絡先
① 離島の急患及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団
② 船舶急患空輸及び海難救助	航空自衛隊南西航空方面隊
③ 海上捜索	海上自衛隊第5航空群、沖縄基地隊

## 4 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常は次のとおりである。

- (1) 被災状況の把握（偵察活動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索救助
- (4) 水防活動（土嚢作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (12) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (13) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

## 5 派遣部隊との連絡調整

市は、自衛隊に対し災害派遣を要請した場合、円滑な救援活動を実施できるよう自衛隊の連絡幹部等を市災害対策本部等に派遣してもらい、密接な連絡調整を図るものとする。

## 6 市の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業に関しては、県及び市当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。
- (5) 市は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

## 7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

### (1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

① 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

- ㊦ 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）
- ㊧ 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ㊨ 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

② 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

- ㊦ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市長へ通知）
- ㊧ 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市長へ通知）
- ㊨ 市民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市長へ通知）

### (2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

- ① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- ② 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

## 8 派遣部隊の撤収

- (1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
- (2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、市消防等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

## 9 経費の負担区分等

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び市の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
  - ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
  - ② 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
  - ③ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者との間で協議の上協定を行うものとする。





## 11 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないときは、派遣命令者は、派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、派遣命令者は、できるだけ早急に知事及び市長に連絡し、密接な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事等から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

自衛隊災害派遣要請依頼書は、資料編を参照する。

### 〈派遣命令者が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準〉

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 第7節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において、市単独では十分な応急措置が実施できないことが予想されるため、次により応援要請を行い、応急活動の万全を期するものとする。

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・国・県等への応援要請	統括情報部全体統括班 統括情報部受援班	指定地方行政機関、県、 他の市町村長
・防災関係機関に対する応援要請	統括情報部全体統括班 救命救助部	県、県警察、協定企業・事務所、 ライフライン事業者
・海外からの支援助入れ	統括情報部全体統括班 統括情報部情報班	県、関係機関・団体

### 2 国・県等への応援要請

#### (1) 職員の派遣、斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

#### (2) 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

#### (3) 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

#### (4) 受援及び応援職員の感染症対策

市は、あらゆる感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、市から他の市町村への応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

### 3 防災関係機関に対する応援要請

#### (1) 消防機関

大規模災害発生時において、市長は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

#### (2) 協定企業・事業所等

大規模災害発生時において、必要に応じ、災害時における支援等の協定等を締結している企業・事業所などに応援を要請する。応援要請については、統括情報部全体統括班が各班等のニーズを調査し、協定締結企業・事業所と調整するものとする。

#### (3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

### 4 海外からの支援受入れ

市長は、県の対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合、支援の受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は、関係機関との連絡調整を図り、その受入れ体制を整える。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

## 第8節 避難計画

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・避難指示等の運用	統括情報部全体統括班	沖縄気象台、県防災危機管理課、 県警察
・避難広報（誘導）	救命救助部消防班	県警察、 自主防災組織や自治会、民生委員等の地域住民
・避難行動要支援者の避難支援	市民支援部要支援者支援班	
・避難所の開設、運営	避難支援部避難所班 物資支援部炊き出し班 施設管理部教育施設班 保健衛生部救護班 保健衛生部環境保全班	自治会、自主防災組織、うるま地区赤十字奉仕団、災害ボランティアセンター
・福祉避難所の開設、運営	市民支援部要支援者支援班	福祉施設等の関係機関・団体
・広域一時滞在	統括情報部全体統括班	他市町村、県

### 2 地震等の避難体制

#### (1) 実施者

地震後の火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者は、以下のとおりとする。

なお、これらの実施者は、相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

#### ① 高齢者等避難の提供

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

② 避難指示 = 危険が目前に迫っているときに行う。

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

③ 緊急安全確保 = 災害が発生又は切迫しているときに行う。

※ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるには限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき

④ 警戒区域の設定 = 強制力があり、従わない場合には罰則がある。

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員を含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

※ 警戒区域の設定は、人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

## 第1章 災害応急対策計画

### (2) 避難指示等の運用

#### ① 避難指示等の種類及び基準

避難指示等の種類及び基準は以下のとおりである。

種 類	内 容
高齢者等避難	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、その他の人々には避難の準備を求めるもの。</p> <p>&lt;基準&gt;</p> <p>㉞ 本市において震度4が観測され、市長が必要と認めたとき</p> <p>㉟ 遠地地震による津波が到達すると予想されるとき ※1</p> <p>㊱ 市長が必要と認めたとき</p>
避難指示	<p>指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合などに発表され、避難のための立ち退きを指示するもの。</p> <p>&lt;基準&gt;</p> <p>㉞ 津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ※2が発表されたとき</p> <p>㉟ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が必要と認めたとき</p> <p>㊱ 震度6強以上の地震が発生したとき</p> <p>㊲ 市長が必要と認めたとき</p>
緊急安全確保	<p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、発令するもの。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。</p>
警戒区域の設定	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命及び身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずるもの。</p> <p>なお、災害対策基本法116条により、従わなかった者には罰則が規定されている。</p>

#### ② 避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

<p>㉞ 発表者</p> <p>㉟ 対象区域</p> <p>㊱ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定の理由</p> <p>㊲ 避難日時、避難先及び避難経路</p> <p>㊳ その他必要な事項</p>
---

③ 避難指示等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該地域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して、防災行政無線やエリアメール/緊急速報メール、サイレン、広報車、津波フラッグ、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

④ 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

実施者	通知先
㉞ 市長の措置	・市長 ⇒ 知事（県防災危機管理課）
① 知事の措置	③災害対策基本法に基づく措置 ・知事（防災危機管理課） ⇒ 市長 ④地すべり防止法に基づく措置 ・知事（海岸防災課） ⇒ 所轄警察署長
㉟ 警察官の措置	③災害対策基本法に基づく措置 ・警察官 ⇒ 所轄警察署長 ⇒ 市長 ⇒ 知事（県防災危機管理課） ④警察官職務執行法（職権）に基づく措置 ・警察官 ⇒ 所轄警察署長 ⇒ 県警察本部長 ⇒ 知事（県防災危機管理課） ⇒ 市長
㉡ 自衛官の措置	・自衛官 ⇒ 市長 ⇒ 知事（県防災危機管理課）
㉢ 水防管理者の措置	・水防管理者 ⇒ 所轄警察署長

⑤ 放送を活用した避難指示等の情報の伝達

県及び市は、市長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱（平成17年6月28日）」に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

⑥ 解除の基準

㉞ 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
① 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

(3) 避難の実施方法

市は、避難を実施するときは、次の点を十分考慮するものとする。

① 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

## 第1章 災害応急対策計画

### ② 避難者の誘導

- ㉞ 避難に当たっては、状況や必要に応じて避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保に努める。
- ㉟ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- ㊱ 誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定する。

### ③ 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、身内や近隣住民の支援はもとより避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等の地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

### ④ 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確認するよう努める。

## (4) 避難所の開設及び収容保護

### ① 避難所の設置

市は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できない場合は、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

なお、避難所については、本節の末尾に記載するとおりとする。

避難所の開設については、以下の点に留意する。

- ㉞ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- ㉟ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ㊱ 開設した避難所において、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- ㊲ 緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。なお、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

### ② 福祉避難所の設置

市は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、福祉避難所（公共施設分）については、本節の末尾に記載するとおりとする。

### ③ 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

## ④ 避難所設置及び収容状況報告

市は、避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込み）を県に報告するものとする。

## (5) 避難所の運営管理

## ① 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、市災害対策本部等との連絡要員として各避難所へ職員を配置するとともに、食料や飲料水、生活必需品の配布、清掃などについては、避難者等を中心とした体制により実施することとする。

## ② 避難者に係る情報の把握

市は、避難所毎に収容されている避難者及び避難所で生活せずに食料や水等を受取りにくる被災者等に係る情報の把握のため、避難者等カード及び避難者台帳（資料編参照）を作成するものとする。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在の把握に努め、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

## ③ 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

- ㉞ 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- ㉟ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ㊱ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するとともに、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力及びDVの発生の防止対策に努めるなど、女性や子育て家庭のニーズ及び安全に配慮した避難所の運営に努める。
  - ・女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布
  - ・男女ペアによる巡回警備等による避難所における安全性の確保
  - ・女性用と男性用のトイレについて、可能な限り離れた場所に設置
  - ・トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
  - ・照明の増設
  - ・性暴力及びDVについての注意喚起のためのポスターの掲載
  - ・警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供
- ㊲ テレビやラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ㊳ ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

## 第1章 災害応急対策計画

### (6) 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報を提供し、避難所の早期解消に努める。

### (7) 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対して県有施設の活用を要請することができる。

### (8) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は、県に対して一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

### (9) 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

### (10) 県の活動

県は、必要な情報を収集し、避難所等へDWA Tの派遣調整を行う。

※ DWAT (Disaster Welfare Assistance Team) とは、「災害派遣福祉チーム」と定義されており、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員で構成され、避難所において、福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援する。

## 3 津波の避難体制

### (1) 実施者

津波から避難するための立ち退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに収容保護の実施者は、本節の2 地震等の避難体制 (1) 実施者のとおりとする。

### (2) 避難指示等の発表

市は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発表にあたる。

なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

- ① 全国瞬時警報システム (J - A L E R T) 等から伝達を受けた津波警報等を防災行政無線等で住民などへ伝達するよう努める。
- ② 強い揺れ (震度4程度以上) 又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

- ③ 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客

及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、津波フラッグ、テレビ・ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

- ④ 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

### (3) 津波避難所

津波避難所は、津波浸水想定区域外の安全な高台若しくは、高台に位置する公園等とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの高い建物等に緊急避難をするものとする。

避難所は、本節の2 地震等の避難体制 (4) 避難所の開設及び収容保護と同様に、本節末尾に記載するとおりとする。

### (4) 避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や災害対策対応に従事する者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間を考慮しつつ、交通規制の実施、要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の避難誘導を、地域と連携協力し、実施するものとする。

### (5) 船舶等の避難

中城海上保安部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

### (6) 避難所の開設・収容保護

津波より住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、本節の2 地震等の避難体制 (4) 避難所の開設及び収容保護、(5) 避難所の運営管理、(6) 避難長期化への対応及び(7) 県有施設の利用のとおりとする。

## 4 広域一時滞在

### (1) 広域一時滞在の協議等

#### ① 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長と協議する。

#### ② 県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

#### ③ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合には、その内容を公共施設等の管理者及び協議元市町村に通知する。

## 第1章 災害応急対策計画

### ④ 公示及び報告

協議元市町村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関への通知、県知事への報告を行う。

### ⑤ 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知・公示するとともに、県知事に報告する。

◀ 避難場所・避難所の一覧 ▶

■ 指定緊急避難場所

No.	施設名	所在地	海拔	面積(㎡)	備考
1	交通安全公園	赤道 8-2	50m以上	2,001	
2	希望の広場	赤道 254-2	50m以上	1,247	
3	あだん公園	赤道 971-1	50m以上	2,302	
4	がじゅまる公園	赤道 502-39	約 49m	868	
5	ひまわり公園	赤道 578-80	50m以上	1,044	
6	スポーツ広場	赤道 175-2	50m以上	1,249	
7	宮里児童公園	宮里 330	50m以上	2,604	
8	さんかく公園	宮里 207-1	50m以上	758	
9	げんき公園	宮里 263-2	50m以上	724	
10	いーしぬめー公園	江洲 177-1	50m以上	2,500	
11	江洲中央公園	江洲 232	50m以上	2,500	
12	なかばる公園	江洲 302-1・303	約 49m	3,500	
13	喜屋武マープ公園	喜仲 4-165-1	50m以上	64,326	
14	喜仲児童公園	喜仲 2-836-3	50m以上	3,279	
15	上平良川公園	喜屋武 627-1	50m以上	5,121	
16	西原第一公園	西原 126	約 18m	6,954	
17	安慶名第一公園	安慶名 3-308	約 20m	3,000	
18	安慶名中央公園 (城跡)	安慶名 1045	約 26m	44,000	
19	田場児童公園	田場 829-1	約 19m	8,737	
20	のびのび公園	みどり町 4-9-1	約 18m	3,345	
21	ビーバー公園	みどり町 5-17-1	約 15m	2,772	
22	みどり公園	みどり町 6-10-22	約 15m	3,127	
23	さくら公園	みどり町 6-9-1	約 17m	3,868	
24	昆布公園	昆布 1832-354	約 47m	14,490	
25	栄野比公園	栄野比 1006-1	約 28m	6,000	
26	東山ふれあい公園	石川東山 2-11-1	約 27m	4,000	
27	市民の森公園	石川東山 3277	50m以上	75,330	
28	あけぼの公園	石川曙 2-2810-1	約 21m	1,521	
29	長佐久公園	石川曙 2-2771-1	約 33m	1,196	
30	さくらんぼ公園	石川山城 1714	50m以上	1,505	
31	前原公園	石川東恩納 957-4	50m以上	1,838	
32	前原西公園	石川山城 1709-1	50m以上	2,164	
33	わかば公園	石川東恩納 975-2	50m以上	1,700	
34	東恩納公園	石川東恩納 480-2	50m以上	1,493	
35	南風原第二公園	勝連南風原 4212	約 46m	1,105	
36	西原公園	与那城西原 803	約 46m	1,376	
37	与那城公園	与那城 201	約 44m	4,204	

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

## 第1章 災害応急対策計画

No.	施設名	所在地	海拔	面積(㎡)	備考
38	平安名公園	勝連平安名 529-1	約 40m	1,225	
39	平安名第二公園	勝連平安名 345-2	約 36m	1,659	
40	内間公園	勝連内間 937	約 38m	1,354	
41	平敷屋公園 (タキノー)	勝連平敷屋 3472	50m以上	5,337	
42	宮城中央公園	与那城宮城 165	50m以上	10,568	
43	津堅公園	勝連津堅 1542	約 28m	938	
44	平安座防災道路	集落背後の高台道路	約 20m		
45	石川青少年の家	石川 3491-2	50m以上		
46	N高等学校 (屋上・駐車場等)	与那城伊計 224	約 18m	2,533	

### ■ 広域避難所

No.	施設名	所在地	海拔	面積(㎡)	備考
1	具志川総合グラウンド	大田 423	50m以上	56,100	具志川地域
2	具志川野球場	具志川 3500	50m以上	21,908	
3	具志川多種目球技場	大田 514	50m以上	12,513	
4	伊波公園	石川伊波 950-1	50m以上	12,145	石川地域
5	勝連総合グラウンド	勝連平安名 2713	50m以上	25,769	与勝地域

### ■ 指定避難所 (面積は延べ床面積、収容人数は目安※1)

No.	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(㎡)	収容人数
1	あげな小学校 体育館	西原 151	H17	約 17m	1,131	390名
	あげな小学校 校舎		S59		5,469	1,360名
2	田場小学校 体育館	田場 713	H21	約 23m	1,232	430名
	田場小学校 校舎		H24		7,374	1,840名
3	兼原小学校 体育館	喜屋武 66	H20	50m以上	1,252	430名
	兼原小学校 校舎		S57		6,907	1,720名
4	中原小学校 体育館	宮里 731	H21	50m以上	1,262	440名
	中原小学校 校舎		H21		7,359	1,830名
5	赤道小学校 体育館	赤道 921	S57	50m以上	1,065	370名
6	伊波小学校 体育館	石川伊波 287	H26	50m以上	1,255	430名
	伊波小学校 校舎		H25		7,516	1,870名
7	勝連小学校 体育館	勝連内間 1173	H12	約 37m	1,215	420名
8	平敷屋小学校 体育館	勝連平敷屋 3850	H13	約 20m	1,081	370名
	平敷屋小学校 校舎		S57		3,614	900名
9	津堅小中学校 体育館	勝連津堅 1327	H6	約 16m	797	270名
	津堅小中学校 校舎		H21		1,145	280名
10	あげな中学校 体育館	安慶名 2-23-32	H18	約 17m	1,476	510名
	あげな中学校 校舎		S60		6,854	1,710名

No.	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(m <sup>2</sup> )	収容人数
11	具志川中学校 体育館	喜屋武 591	H24 改築	50m以上	1,400	490名
	具志川中学校 校舎		H14		7,872	1,960名
12	具志川東中学校 体育館	具志川 2803	S 58	50m以上	1,286	450名
	具志川東中学校 校舎		S 56		6,345	1,580名
13	伊波中学校 体育館※2	石川東恩納 993	S 62	50m以上	1,320	460名
	伊波中学校 校舎		S 61		5,264	1,310名
14	与勝中学校 体育館	勝連南風原 3615	H27	50m以上	2,396	830名
	与勝中学校 校舎		H12		6,864	1,710名
15	与勝第二中学校 体育館	与那城饒辺 153	R 5	約 40m	891	222名
	与勝第二中学校 校舎		S 62		3,133	780名
16	伊計公民館	与那城伊計 237	S61	約 19m	508	120名
17	宮城島コミュニティ防災センター	与那城宮城 122-2	R 2	約 54m	300	75名
18	島しょ地域交流施設	与那城宮城 163	S 60	50m以上	340	80名
19	旧比嘉小学校特別教室棟	勝連比嘉 620	H9	約 45m	350	80名
20	具志川高等学校 体育館	喜仲 3-28-1	S 58	50m以上	2,353	820名
21	前原高等学校 体育館	田場 1827	H15	約 15m	2,309	800名
22	中部農林高等学校 体育館	田場 1570	H12	約 17m	1,737	600名
23	具志川商業高等学校体育館	みどり町 6-10-1	H22	約 17m	1,758	610名
24	石川高等学校 体育館	石川伊波 861	H7	50m以上	1,513	520名
25	与勝高等学校 体育館	勝連平安名 3248	H19	50m以上	986	340名

※1 収容人数の考え方は、以下のとおりとする。

- ・体育館：面積の約7割を収容有効面積と考える。(トイレや玄関、また、講堂内においては通路や受付など、避難所を運営する上で欠かせない機能を配置する必要を考慮)
- ・校舎：面積の約5割を収容有効面積と考える。(廊下やトイレ、玄関、職員室など、収容スペースには適さない部分を考慮)
- ・公民館施設：面積の約5割を収容有効面積と考える。(事務室や給湯室、トイレ、玄関など、収容スペースには適さない部分を考慮)

※2 伊波中学校体育館は、災害発生直後(1~2日程度)は指定避難所とし、その後、状況に応じて石川地域の遺体安置所として使用するものとする。

■ 福祉避難所(面積は延べ床面積)

No.	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(m <sup>2</sup> )	備考
1	健康福祉センターうるみん	安慶名 1-8-1	H20	約 18m	7,572	
2	具志川ドーム	具志川 2336	H21	50m以上	4,479	

■ 津波避難ビル

No.	施設名	所在地	海拔	階層	備考
	指定なし				

## 第9節 観光客等対策計画

### 1 実施担当

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市が行う。

なお、避難計画の基本的な事項は「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・避難情報の伝達	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	各観光施設責任者等
・避難誘導	救命救助部消防班	各観光施設責任者等
・避難収容	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	各観光施設責任者等
・飲料水・食料等の供給	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	各観光施設責任者等
・帰宅支援	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	県、関係機関・団体等

### 2 避難情報の伝達及び避難誘導

#### (1) 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。

また、津波の到達予想時間に余裕がある場合には、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台などへの避難を呼びかける。

#### (2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

#### (3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

### 3 避難収容

#### (1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

#### (2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

#### (3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

### 4 帰宅支援

#### (1) 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

#### (2) 帰宅困難者対策

県及び市は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

## 第10節 避難行動要支援者対策計画

### 1 実施担当

避難行動要支援者対策の実施は、避難行動要支援者等名簿の管理者及び市が行う。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・避難行動要支援者の避難支援	市民支援部要支援者支援班	自主防災組織、自治会、民生委員、ケアマネージャー、近隣の福祉事業所等
・避難生活への支援	市民支援部要支援者支援班	県、福祉施設等
・外国人への支援	統括情報部全体統括班 統括情報部情報班 市民支援部外国人支援班	県、沖縄県国際交流・人材育成財団、ボランティア団体等

### 2 避難行動要支援者の避難支援

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」などにに基づき作成した避難行動要支援者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台等への誘導及び安否の確認を行う。

### 3 避難生活への支援

#### (1) 避難時の支援

市は、避難行動要支援者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

#### (2) 応急仮設住宅への入居

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者及び避難行動要支援者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者及び避難行動要支援者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

#### (3) 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

### 4 外国人への支援

市及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

## 第11節 消防活動計画

### 1 実施担当

市は、震度4以上の地震発生や津波警報等を覚知した場合には、被害を軽減するための消防活動を本計画及び「うるま市消防計画」により実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 広報及び情報収集	救命救助部消防班 統括情報部全体統括班	
・ 消防活動	救命救助部消防班 統括情報部全体統括班	
・ 応援要請	救命救助部警防班	県内消防本部、緊急消防援助隊

### 2 広報及び情報収集

#### (1) 広報活動

津波警報等を覚知した場合は、「災害時における広報マニュアル」に基づき、防災行政無線やエリアメール/緊急速報メールを活用して市民等に避難などの情報を伝達する。

また、必要に応じて海岸付近に広報車を派遣し、避難の呼び掛けを実施する。この場合、津波の到達予想時間を十分に考慮して活動を実施する。

#### (2) 発災当初における情報収集

119番等の入電状況から、市内の被害の状況や程度を整理し、被害の全体像を把握するよう努めるものとする。

### 3 消防活動方針

大規模地震・津波災害時における市消防の初動の活動は、「うるま市消防計画」に基づく活動のほか、人命救助を第一義的な活動とし、防災関係機関と連携して救助活動に全力を投入する。

また、応急対策期及び復旧復興期における活動については、行方不明者の捜索をはじめ、市が実施する応急給水や食料等の支援物資の搬送などに協力するものとする。

### 4 応援要請

地震等により大規模災害が発生し、市の消防力をもってこれに対処することができないと認めるときは、消防長は、「沖縄県消防相互応援協定」及び「沖縄県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、関係機関に応援を要請するものとする。

## 第12節 救出計画

### 1 実施担当

市をはじめとする救助機関は、各機関と連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・救出	救命救助部消防班	県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県ドクターヘリ
・救出用資機材の調達	救命救助部消防総務班 救命救助部警防班	市建設業連合会、民間業者
・惨事ストレス対策	統括情報部全体統括班 統括情報部庶務班	県、総務省消防庁等

### 2 救助の方法

被災者の救出は、市においては消防本部又は消防団等を主体とした消防班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

#### (1) 市の役割

- ① 市は、救助機関として救出活動を実施するものとする。
- ② 市は、当該市町村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して近隣市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。
- ③ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

#### (2) 県警察の役割

県警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救助活動を実施する。

#### (3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

#### (4) 市民

市民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 3 救出用資機材の調達

市は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、市建設業者会等との協定や民間業者への要請により調達する。

## 4 惨事ストレス対策

市は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

### 1 実施担当

市は、大規模災害において多数の負傷者等が発生した場合、又は多数の負傷者等の発生が予想される場合は、被災地近く若しくは広域避難場所内に現地救護所を設け、応急救護の体制を整えるものとする。

また、必要に応じ、県や自衛隊、中部地区医師会に現地救護所への医療救護班等の派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合、市長は、知事が行う医療救護を補助するものとするが、災害の事態が急迫して県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 応急医療救護班の出動要請	救命救助部警防班	中部地区医師会、県立医療機関、 県、近隣市町村
・ 応急救護所の設置	救命救助部消防班	
・ 後方医療機関の確保	救命救助部警防班	県、中部地区医師会
・ 被災者の健康状態の把握	保健衛生部救護班	県
・ こころのケア対策	統括情報部庶務班 保健衛生部救護班	県

### 2 情報収集と共有

#### (1) 情報の収集

市、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、沖縄総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

#### (2) 市民への情報提供

被災地内の市民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市又は地域医療本部が主体となって行うものとし、また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等市民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

### 3 医療救護の実施

#### (1) 医療救護所の設置及び運営等

市は、医療機関及び中部地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

##### ① 医療救護班等の出動要請

市は、中部地区医師会、県立医療機関等に医療救護班の派遣を要請する。また、県や近隣市町村に応援を要請する。

医療救護班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人及び運転手

1人計6人を基準とする。DMATの構成は、医師1人、看護師3人及び業務調整員1人の計5人を基準とし、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。

## ② 応急救護所の設置

市は、医療救護班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

## (2) 市に派遣された医療救護班等への支援

市は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

## (3) 県の活動

### ① DMAT<sup>※1</sup>、DPAT<sup>※2</sup>及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、沖縄県DMAT指定病院、沖縄県医師会等の機関にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。

### ② DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

出典：厚生労働省 DMAT 事務局 HP

※2 DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) とは、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATである。

出典：厚生労働省 HP

## 4 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に次の活動を行う。

### (1) 被災地域の医療機関

- ① 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
- ② 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。
- ③ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。

### (2) 非被災地域の医療機関

- ① 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。
- ② 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。
- ③ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

## 第1章 災害応急対策計画

### 5 救急搬送

傷病者の搬送は、原則として消防機関の救急車両等により行う。

市は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県に対して、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

### 6 助産体制

#### (1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

#### (2) 助産の方法

##### ① 医療救護班等による助産

㊦ 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えないものとする。

㊧ 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記3における応急医療の方法の場合と同様とする。

##### ② 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は次に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

㊦ 災害救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

㊧ ㊦の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

### 7 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療救護班の手持品を使用するものとする。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、当該医療救護班によって調達するものとするが、当該地域において確保が困難なときは、県（保健医療部）において確保の上輸送するものとする。また、災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、市及び県（保健医療部）は、沖縄県赤十字血液センターと連携して、輸血用血液製剤の確保に努めるものとする。

### 8 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図るものとする。

なお、各機関・団体における業務内容は、関係法令及び防災計画等によるもののほか、次のとおりとする。

機関・団体等	業 務 内 容
県 (保健医療部等)	(1) 救急医療についての総合調整 (2) 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置 (3) 日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請 (4) 県医師会に対する出動要請 (5) 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請 (6) 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請 (7) 医療材料の整備
市 (救命救助部 保健衛生部救護班)	(1) 現地における応急的医療施設の設置及び管理 (2) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 (3) 日赤地区長、分区長に対する出動要請 (4) 中部地区医師会に対する出動要請
県警察	(1) 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整 (2) 交通の規制 (3) 傷病者等の住所・氏名等の確認
中城海上保安部	(1) 海上における傷病者の救出・搬送 (2) 琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請 (3) 傷病者等の住所・氏名等の確認
国・国立病院機構、 公・私立等の医療施設	(1) 医療の実施 (2) 傷病者に対する看護
自衛隊	(1) 傷病者の救出及び搬送の支援 (2) 救助物資の輸送支援
日本赤十字社 沖縄県支部	(1) 医療の実施 (2) 傷病者に対する看護 (3) 救助物資の給与
県医師会	(1) 医療施設の確保 (2) 医師会所属の医療救護班に対する出動要請
県薬剤師会	(1) 医療品等の供給及び薬剤師の派遣
N T T 西日本株式会社	(1) 緊急臨時電話の架設
沖縄電力株式会社	(1) 電源の確保

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

## 9 被災者の健康管理とこころのケア

### (1) 被災者の健康状態の把握

被災者の避難生活が長期にわたる場合、市は、県と連携し、避難所内に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。

医療救護班と保健師等は、連携して、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、市民の健康状態の把握と対応を決定する。

## 第1章 災害応急対策計画

### (2) こころのケア対策

#### ① 早期介入の重要性

震災による近親者等の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠や不安等の様々な心理的反応を起こす。そのようなことから、被災者に対しては、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）、うつ病、アルコール依存症などをはじめとするメンタルヘルスに関する正しい情報や精神保健医療福祉への受診、相談方法等に関する情報を提供する。

また、市職員を含めた、災害対応従事者への早期からの適切な情報提供にも取り組む。

#### ② こころのケアの実施

市は、県と連携をして必要に応じて以下の対策を実施する。

- ㊦ 保健所や市庁舎等に精神保健福祉相談体制を設置する。また、職員等についても遺体取扱いや各種対応窓口等で被災者対応などにより、多大な精神的ストレスを受けることとなるため、職員等のこころのケアについても十分に留意する。
- ㊧ 子どもへの健康支援として、学校における健康診断やカウンセリング、家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築する。

### (3) 継続的治療への支援

市は、人工透析、在宅酸素療法など継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

## 10 費用の範囲と負担区分

### (1) 費用の範囲

費用とは、出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

### (2) 費用の負担区分

- ① 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は市が負担するものとする。
- ② 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担するものとする。
- ③ 人為的あるいは自然災害とも捉えられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合は、災害救助法の適用がない場合には第一義的責任を有する市が負担するものとする。
- ④ ①から③について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

### (3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は、災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

### (4) 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ前項の(2)費用の負担区分に準じて負担するものとする。

## 第14節 交通輸送計画

### 1 実施担当

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。緊急輸送道路は次頁のとおりとする。

なお、これらの実施者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・緊急通行車両の届出の提出	統括情報部全体統括班 物資支援部輸送班	県公安委員会
・緊急輸送車両の確保	物資支援部輸送班	
・燃料の確保	統括情報部全体統括班 物資支援部輸送班	沖縄県石油商業組合、 沖縄県石油業協同組合
・海上輸送の要請	統括情報部全体統括班	県、中城海上保安部、 沖縄総合事務局運輸部
・空中輸送の要請	統括情報部全体統括班	県、自衛隊
・広域輸送拠点の確保	物資支援部輸送班	

#### (1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

道路法に基づく規制	道路の管理者
道路交通法に基づく規制	県公安委員会
災害対策基本法に基づく規制	県公安委員会

#### (2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は「第2編 第1章 第32節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによるものとする。

#### (3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- |  |
|--|
| ① 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合<br>② 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合<br>③ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合<br>④ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合 |
|--|

## 第1章 災害応急対策計画

### (4) 緊急輸送道路

沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成31年2月 沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会)における緊急輸送道路のほか、市内の基幹的な緊急輸送道路は、次のとおりとする。

路線名	管理者
① 国道329号	沖縄総合事務局
② 県道255号線	沖縄県
③ 県道6号線	〃
④ 県道8号線	〃
⑤ 県道伊計平良川線	〃
⑥ 県道16号線	〃
⑦ 県道具志川沖縄線	〃
⑧ 県道36号線	〃
⑨ 県道37号線	〃
⑩ 県道沖縄石川線	〃
⑪ 県道沖縄環状線	〃
⑫ 県道具志川環状線	〃
⑬ 沖縄自動車道	西日本高速道路(株)

※ 上記路線は、市外から救援等の目的のため、被災地への進入に必要な重要道路である。その他の緊急輸送道路(市道)については、資料編に記載する。

## 2 交通の規制

### (1) 規制の種類

災害地における交通規制の種別は、次のとおりである。

#### ① 危険箇所における規制

##### ㊦ 道路法に基づく規制(道路法第46条)

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

##### ㊧ 道路交通法に基づく規制(道路交通法第4条)

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

#### ② 緊急輸送のための規制

##### ㊦ 災害対策基本法に基づく規制(基本法第76条)

県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

## (2) 危険箇所における規制

市、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行の禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

## (3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

### ① 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

### ② 県公安委員会の措置

上記①の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、次の措置をするものとする。

- ㊦ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。
- ㊧ 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。
- ㊨ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

## (4) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、市において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けるものとする。

また、県公安委員会は、届出済証を交付した車両を、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておくものとする。

## (5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

### ① 使用者の申し出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等（資料編参照）の交付を申し出るものとする。

## 第1章 災害応急対策計画

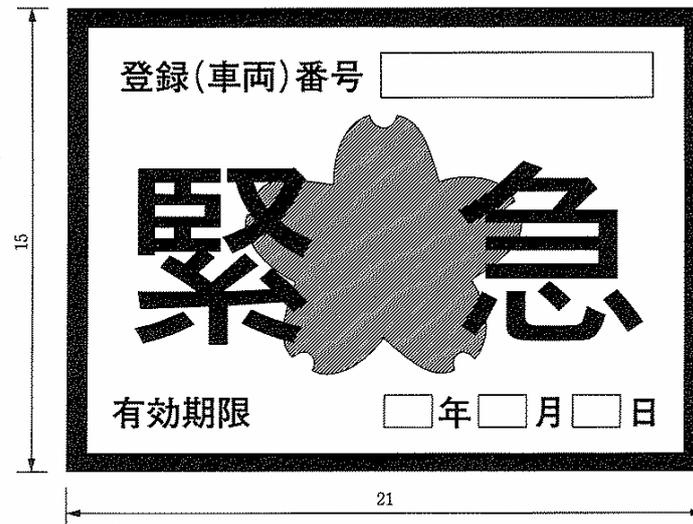
### ② 証明書等の交付

県又は県公安委員会は、①の申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、確認のための審査を省略する。

### (6) 標章の掲示

(5)の②により、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### (7) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

### (8) 車両運転者の責務

災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、運転者は次の措置をとらなければならない。

#### ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

#### ② 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これに

より車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

③ 警察官の指示を受けた場合

その他警察官の指示を受けた時は、それに従う。

(9) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等。

① 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

② 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(10) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

### 3 緊急輸送

#### (1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

段階別	対 象 内 容
第1段階	① 救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス及び水道施設保安要員その他初動の応急対策に必要な要員、物資等 ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	① 第1段階の継続 ② 食料及び水等の生命維持に必要な物資 ③ 傷病者、被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	① 第2段階の継続 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品

#### (2) 輸送の方法

① 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量及び緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- ㉞ 道路輸送
- ㉟ 海上輸送
- ㊱ 空中輸送
- ㊲ 人力による輸送

② 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

#### (3) 道路輸送

##### ① 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の確保はおおむね次の順位によるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>㉞ 応急対策を実施する機関に属する車両等</li> <li>㉟ 公共的団体に属する車両</li> <li>㊱ 営業用の車両等</li> <li>㊲ 自家用の車両等</li> </ul> |
|---|

## ② 市における車両等の確保

市有車両の確保は、物資支援部輸送班において行い、各班長は、車両を必要とするときは、必要な事項を明示して配車を要請する。

輸送班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

〈必要事項〉

- ㉞ 輸送日時及び輸送区間
- ㉟ 輸送対象の人数、品名及び数量
- ㊱ その他必要な事項

## ③ 民間車両による輸送

## ㉞ 市における措置

市において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

## ㉟ 沖縄総合事務局運輸部における措置

㊱ 災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めるときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区間、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。

㊲ ㊱により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。

㊳ 輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

## ㊱ 輸送費用

輸送業者による輸送又は車両等の賃借料は、通常の料金とする。

また、官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。

## ④ 燃料の確保

市又は県において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

また、「中核サービスステーション」にて緊急車両への優先給油を行うとともに、自家発電機等を備えた「住民拠点サービスステーション」にて住民に可能な限り燃料供給を行う。

## (4) 海上輸送

## ① 海上輸送の実施

災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。特に緊急な場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は中城海上保安部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

## ② 県有船舶による輸送

市は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、次の事項を明らかにした文書をも

## 第1章 災害応急対策計画

って要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ㉞ 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ㉟ 応援を必要とする期間
- ㊱ 応援を必要とする船舶数
- ㊲ 応急措置事項
- ㊳ その他参考となるべき事項

### ③ 中城海上保安部船艇による輸送

- ㉞ 市長は、中城海上保安部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼するものとする。
- ㉟ 知事は、㉞の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めるときは、第十一管区海上保安部長に対し、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。
- ㊱ 要請後の措置等は、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

### ④ 民間船舶による輸送

- ㉞ 市における措置  
民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。
- ㉟ 沖縄総合事務局運輸部における措置
  - ㊱ 災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めるときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し、航路、船舶又は輸送すべき人、若しくは物を指定して航海を要請する。
  - ㊲ ㊱により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
  - ㊳ 航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。
- ㊱ 輸送費用  
内航船舶及び旅客船による輸送の費用は、関係者と協議の上、定めるものとする。

## (5) 空中輸送

### ① 空中輸送の実施

災害による交通途絶その他の理由により、離島等へ緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

### ② 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

**③ ヘリポートの整備**

市は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

**(6) 人力等による輸送**

- ① 災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。
- ② 市は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- ③ 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した市民等に協力を要請して行うものとする。

**4 広域輸送拠点の確保**

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

## 第15節 治安警備計画

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害に関する情報共有	統括情報部全体統括班	県警察
・交通規制	施設管理部道路対策班	県警察、県中部土木事務所、北部国道事務所
・救出・救助活動及び行方不明者の捜索	救命救助部消防班等	県警察、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
・遺体の検視	保健衛生部遺体安置所班	県警察、県医師会、県歯科医師会等

### 2 災害時における警察の任務

県警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、市民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 3 災害時における警察の活動

災害時における警察の活動は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」のほか、災害対策基本法など関係法令の定めるものとする。

#### (1) 災害に関する情報共有

市及び警察（うるま警察署並びに石川警察署）は、災害に関する情報の共有に努め、相互の災害応急対策活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

#### (2) 市災害対策本部等への警察職員の派遣

市を管轄するうるま警察署長並びに石川警察署長は、市長から市災害対策本部等への連絡調整員等の派遣要請があった場合、できる限り署員を派遣するよう努めるものとする。

#### (3) 異常現象発見時における措置

警察官は、災害対策基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長（市消防本部：119番 又は危機管理課：TEL979-6760）に通報するものとする。

#### (4) 避難に関する事項

① 警察官は、災害の発生又は発生するおそれから、市民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、災害対策基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示を行い又は避難の措置を講じるものとする。

② 警察官が①により避難の指示等を行った場合は、「うるま市地域防災計画」で定める避難施設を示すものとする。ただし、災害の種類、規模、態様、現場の状況等から「うるま市地域防災計画」で定める避難施設への避難が困難な場合はこの限りではない。

⑤ 警察官が①により避難等を行った場合は、速やかに市長（市消防本部：119番又は危機管理課：TEL 979-6760）に連絡し、その後の対応について調整するものとする。

## (5) 社会秩序の維持

避難した箇所、地域については、状況の許す限り所要の警らを実施するとともに、必要に応じて避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

また、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

## (6) 交通秩序の維持及び交通規制の実施

被災地域における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、被災規模・状況に応じて一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路確保など必要な交通規制を実施する。

## (7) 救出・救助活動及び行方不明者の搜索

警察は、救出・救助を実施する機関と協力して、救出・救助、負傷者の応急的救護及び行方不明者の搜索に協力するよう努めるものとする。

実施体制について、救出・救助活動は「第2編 第1章 第12節 救出計画」を、行方不明者の搜索は「第2編 第1章 第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬計画」により実施する。

## (8) 遺体の検視

警察は、市や関係機関と連携し、遺体の検視を実施する。実施体制等については、「第2編 第1章 第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬計画」により実施する。

なお、遺体を検視する場所については、市と協議することとし、市の施設で実施する場合は、「第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬計画」に記載する施設で行う。

## 第16節 災害救助法適用計画

### 1 実施担当

災害救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。なお、災害救助法による応急救助を実施する場合は、「大規模災害における応急救助の指針について（一部改正通知）」（平成25年4月10日、社援総発0410第1号）に基づく活動を実施するものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害救助法の適用手続	統括情報部全体統括班	県（県民生活課）

#### 《救助の種類》

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※災害救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、うるま市地域防災計画に定めるところにより市長が実施する。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、以下に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

- (1) 市における被害世帯数が100世帯に達したとき
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち市内で50世帯（(1)の1/2世帯）に達したとき
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき
- (4) 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき

- ① 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
- ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき

※ 被害世帯に対する算出適用の人口等の基準は、災害直前の国勢調査によるものとする。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口		被害世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

### 3 災害救助法の適用手続

#### (1) 市の役割

- ① 災害の発生に際し、市における被害が災害救助法の適用基準いずれかに該当するときには、法に基づく災害報告要領により、市長は直ちにその旨を知事（消費・暮らし安全課）に報告するものとする。
- ② 災害の事態が急進して、知事による災害救助法の実施を待つことができない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

#### (2) 県の役割

- ① 県（消費・暮らし安全課）は、市長からの報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に報告又は通知するものとする。
- ② 災害救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

### 4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償等の基準については、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の別表第1及び別表第2により行うこととする。

なお、災害救助法施行細則 別表第1及び別表第2は、本計画資料編に掲載する。

## 第17節 給水計画

### 1 実施担当

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

災害救助法が適用されない場合であっても、市長が給水の必要を認めるときは、市長が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・飲料水の緊急確保	統括情報部全体統括班 施設管理部水道対策班	支援協定締結企業・事業所
・給水広報	統括情報部全体統括班 施設管理部水道対策班	自治会、報道機関等
・水道施設の復旧	施設管理部水道対策班	
・県への給水要請	施設管理部水道対策班	県企業局等

### 2 給水の方法

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、全て衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (3) 供給の方法は、市の配水池又は企業局調整池を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
  - ① 貯水量、位置等を考慮の上、配水池での拠点給水、を行い、体制が整い次第給水車等に補給し、避難施設及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する運搬給水を行うものとする。
  - ② 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。
  - ③ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。
- (4) 給水の方法としてその他に、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

容器による搬送給水

- ㊦ 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。
- ㊧ 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

### 3 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日2～3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

## 4 飲料水の緊急確保

発災後、被災者等に対する円滑な救援活動のため、速やかに飲料水を確保しなければならない場合、市（統括情報部全体統括班）は、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に飲料水の提供を要請する。（支援協定締結企業・事業所は資料編に掲載）

## 5 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

## 6 給水広報

給水に際し、防災行政無線や広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を市民に広報するものとする。

## 7 水道施設の復旧

水の供給は、あらゆるライフラインの中でも最も重要なものであるため、水道対策班は、災害等により被災した水道施設の復旧については速やかに取り組むこととする。

## 8 県における給水

県（知事公室、保健医療部）は、市のみでは給水が困難と判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 所要量、運搬ルート等の給水に関する情報管理
- (2) 給水班の派遣
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) 国、他都道府県、日本水道協会等への応援要請
- (5) ペットボトル等の確保及び供給

## 第18節 食料供給計画

### 1 実施担当

災害時における食料の供給は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が供給の必要を認めるときは、市長が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・食料の調達	統括情報部全体統括班 物資支援部配給班	県、他市町村、支援協定締結企業・事業所
・食料需要の把握、乳幼児・高齢者に配慮した食料の確保	物資支援部配給班	県、支援協定締結企業・事業所
・食料の配給	物資支援部配給班	
・炊出し	物資支援部配給班 物資支援部炊き出し班	各避難所の運営組織、自治会、赤十字奉仕団、女性団体連絡協議会、ボランティア、女性防火クラブなど
・食生活への指導・助言等	保健衛生部救護班	県栄養士会、市食生活改善推進協議会

### 2 食料の調達

#### (1) 市の役割

市（統括情報部全体統括班）は、備蓄している食料のほか、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に対し、食料の提供を要請する。（支援協定締結企業・事業所は資料編に掲載）  
必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

#### (2) 県の役割

市から食料供給の要請があったとき又は市の被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口9県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、市に供給する。

### 3 供給対象者

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- (2) 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
- (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- (4) 食料の供給市場が混乱し、市場から供給を受けることができない人
- (5) 災害応急対策活動従事者

### 4 食料需要の把握及び乳幼児・高齢者に配慮した食料の確保

物資支援部配給班は、開設避難所の対策要員と連携し、食料を必要とする人数の把握に努め、支援協定締結企業等や食品加工業者や製パン業者、スーパー等から弁当やおにぎり、パンなどを調達する

とともに、乳幼児や高齢者に配慮した食品（粉ミルクや離乳食、おかゆ等）の確保にも努める。

また、統括情報部庶務班は、災害対策に従事する要員（市職員）を把握し、物資支援部配給班と連携し、対策要員の食料を確保するものとする。

なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

## 5 食料配給の体制

### (1) 避難所への食料の輸送

避難所への食料の輸送については、調達先に依頼することとするが、当該調達先が輸送できないときは、市が所有する車両及び市職員で対応する。

### (2) 避難所における配給の実施体制

配給を実施する場合は、各避難所で実施責任者を定める。また、避難所内でボランティアを募るなど、円滑な配給が実施できるよう必要な人員を確保する。

### (3) 食料配給の優先順位

配給する食料が不足する場合には、各避難所は、乳幼児や子ども、妊婦、高齢者及び障がい者を優先的に配給することを原則とし、その他の順位については、各避難所の運営組織等と十分な調整を行うものとする。

## 6 炊出しによる食料配給

### (1) 原材料等の確保

炊出しに必要な米や調味料等の原材料などについては、物資支援部配給班で支援協定締結企業等からの調達をはじめ、不足する分については、県へ要請し、確保に努めるものとする。

### (2) 炊出しの実施体制

炊出しは、可能な限り各避難所等（補助施設として給食センター：学校給食優先）で行う。

炊出しについては、物資支援部炊き出し班が各避難所の運営組織をはじめ、自治会、赤十字奉仕団、女性団体連合会等のボランティアに協力を要請し行う。

### (3) 炊出し食料の衛生管理

炊出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

## 7 食生活への指導・助言等

保健衛生部救護班は、沖縄県栄養士会や市食生活改善推進協議会等と連携し、避難所等における食料の調達や炊出しなどについて、必要な指導・助言等を行うものとする。

## 第19節 生活必需品供給計画

### 1 実施担当

被災者に対する衣料及び寝具等、生活必需品物資の調達及び給与、貸与は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合でも、市長が必要と認めるときは、市が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・給与又は貸与	物資支援部配給班	
・生活必需品物資等の調達	統括情報部全体統括班 物資支援部配給班	県、他市町村、支援協定締結企業・事業所

### 2 給与又は貸与の方法

衣料、寝具、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、市において救助物資配分計画を作成し、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

また、購入による供給は、災害救助法の給与及び貸与の基準の範囲で行う。

災害救助法による給与及び貸与を実施するときには、必要な書類・帳簿等（資料編参照）を整備し保存する。

### 3 給与又は貸与の品目

給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準として以下の品目とする。

#### 《品目例》

寝具、外衣、肌着、見廻品、炊事道具、食器、赤ちゃん用紙おむつ、ミルク、日用品及び光熱材料

### 4 生活必需品物資等の調達

#### (1) 市の役割

市（統括情報部全体統括班）は、備蓄している物資のほか、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に対し、物資の提供を要請する。（支援協定締結企業・事業所は資料編に掲載）必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

#### (2) 県の役割

- ① 市から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を市に緊急輸送する。
- ② 備蓄物資又は県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。

- ③ 市が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、市からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。
- ④ 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策に実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。
- ⑤ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

## 第20節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・救援物資の受入れ	物資支援部物資受入班	
・救援物資の仕分け・配布	物資支援部物資受入班 保健衛生部救護班	県栄養士会
・義援金の受入れ	物資支援部物資受入班	市災害対策本部、県、協議会構成機関

### 2 救援物資の受入れ

#### (1) 救援物資の受入れ体制

市（物資支援部物資受入班）は、必要に応じて全国の自治体及び団体等からの救援物資を受入れる。受入れに当たっては、集積所を設置することとするが、集積所は、市が所有管理する施設から選定するとともに、必要に応じて寄託者に受領証（資料編参照）を発行する。

#### (2) 受入れルールの作成

救援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとすることや、下着類に関しては、新品以外は受けないことなど、ルールを明確にして対応する。

#### (3) 救援物資の仕分け・配布

救援物資は、食料と生活必需品に仕分け、被災者のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供できるよう調整する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

また、食料物資の配布に当たっては、必要に応じて、沖縄県栄養士会等から栄養管理等の指導・助言を受けるものとする。沖縄県栄養士会等との調整は、保健衛生部救護班が行うものとする。

### 3 義援金の受入れ

#### (1) 義援金の受入れ体制

義援金受入れに当たっては、市（物資支援部物資受入班）は、受付記録を作成するとともに、必要に応じて寄託者に受領書（資料編参照）を発行する。

#### (2) 義援金の保管

義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成して管理・保管する。

#### (3) 義援金の配分

義援金の配分は、市災害対策本部、県並びに次の機関をもって構成される協議会と連携協力し、被災者に対し迅速かつ適正に配分し、被災者へ配布する。

《協議会構成機関》

- |              |              |         |
|--------------|--------------|---------|
| ・日本赤十字社沖縄県支部 | ・沖縄県社会福祉協議会  | ・沖縄県市長会 |
| ・沖縄県町村会      | ・沖縄タイムス      | ・琉球新報   |
| ・沖縄婦人連合会     | ・その他県単位の各種団体 |         |

## 第21節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・ねずみ族及び昆虫等の駆除	保健衛生部環境保全班	
・生活の用に供される水の供給	施設管理部水道対策班	
・臨時予防接種	保健衛生部救護班	県
・避難所の感染症対策	保健衛生部救護班	県
・被災者の健康管理	保健衛生部救護班 市民支援部要支援者支援班	県、ホームヘルパー、福祉事業者、ボランティア団体、保健師
・し尿の処理	保健衛生部環境保全班	県、近隣市町村、中部衛生施設組合
・犬等及び危険動物の保護・収容	保健衛生部環境保全班	県、県警察

### 2 感染症対策

#### (1) 実施者

- ① 市（保健衛生部救護班、環境保全班その他関係する班）は、県の指示に従って、感染症対策上必要な措置を行うものとする。
- ② 県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行うものとする。

#### (2) 感染症対策実施の組織

市や保健所は、災害発生時の感染症対策実施のため、感染症対策班を編成するものとする。

- ① 市の感染症対策班の編成  
市は、感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。
- ② 疫学調査班の編成（県）  
保健所は、疫学調査のため疫学調査班を編成する。

#### (3) 感染症対策の指示

県は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたらせるものとする。

特に、被害激甚な市町村に対しては、職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせるものとする。

また、県は感染症対策上必要と認めるときは、市に対し、その範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市は、速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、県又は市の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ① 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示 |
|-----------------------------------|

- ② 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- ③ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- ④ 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

#### (4) 感染症対策の実施

##### ① 市の役割

###### ㉞ 清潔な環境の維持

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。

また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

###### ㉟ 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

###### ㊱ ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

###### ㊲ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

###### ㊳ 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情がない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

###### ㊴ 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織等を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ㊵ 疫学調査
- ㊶ 清潔の保持及び消毒の実施
- ㊷ 集団給食
- ㊸ 飲料水の管理
- ㊹ 健康診断

## 第1章 災害応急対策計画

### ② 県の役割

#### ㊦ 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

#### ㊧ 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む）に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

#### ㊨ 臨時予防接種

県は、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

#### ㊩ 患者等に対する措置

県は、災害地に発生した一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第46条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わない場合は入院させることができ、法第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。

災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院又は診療所に移送するものとする。

#### ㊪ 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除

県は、必要と認めた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

## 3 保健衛生

### (1) 実施担当

市（保健衛生部救護班）は、県と連携して、以下により被災者の健康管理を行うものとする。

### (2) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

### (3) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### (4) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うものとする。

## 4 し尿の処理

### (1) 実施担当

市（保健衛生部環境保全班）は、関係機関と連携して被災地域におけるし尿の収集・処理を実施する。ただし、被害が甚大のため実施が困難な場合は、近隣市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

### (2) し尿の収集及び処理方法

#### ① 収集方法

し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者等に指示し、集中汲み取りを実施する。し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

#### ② 処理方法

し尿の処理は、原則として中部衛生施設組合の処理施設において処理することとするが、当施設が被災し、稼働が困難な状況となった場合は、県及び他施設の管理者と連携し処理する。

### (3) 仮設便所等のし尿処理

市（保健衛生部環境保全班）は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了するものとする。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿収集・処理を適切に行う。

### (4) 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

## 5 犬等及び危険動物の保護・収容

### (1) 実施責任者

#### ① 犬及び負傷動物対策

市（保健衛生部環境保全班）及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

#### ② 危険動物対策

県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。

### (2) 収容及び管理

#### ① 犬及び負傷動物対策

市は、県と連携し、民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

## 第1章 災害応急対策計画

### ② 危険動物対策

県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。

所有者不明の場合には、市、警察、民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

### (3) 保護・収容動物の公示

---

市及び県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

### (4) 動物の処分

---

① 県は、所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

② 県は、危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

## 6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

### (1) 動物救済本部の設置

---

① 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

② 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

### (2) 避難所での取扱い

---

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

## 第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋火葬計画

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の収容及び埋葬については、市、警察機関、県その他の防災機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。

### 1 実施担当

行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市（保健衛生部遺体安置所班、避難支援部安否情報班、救命救助部消防班、その他関係する班）が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合でも、市長が必要と認めたときは、市が実施する。

なお、遺体の取扱いに当たっては、遺族の感情へ十分に配慮するものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・行方不明者の搜索	救命救助部消防班等	県警察、自衛隊 中城海上保安部等
・行方不明者リストの作成	避難支援部安否情報班	県警察、自治会等
・遺体安置所の設置運営 ・遺体の収容及び埋火葬等	保健衛生部遺体安置所班	県警察、葬祭業者等
・遺体の身元確認及び検視	県警察	県医師会、県歯科医師会等
・身元不明遺体の取扱	保健衛生部遺体安置所班	
・埋火葬許可書証等の発行	避難支援部安否情報班	

### 2 行方不明者の搜索

実施事項	実施内容
搜索班の編成	市は、行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、救命救助部消防班及び関係機関からの協力を得て搜索班を編成する。
行方不明者のリスト作成	避難支援部安否情報班は本庁や避難所などに行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出書（資料編参照）を作成する。 その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、行方不明者届出書の写しを搜索班へ送付するものとする。
搜索の方法	搜索に当たっては、災害の規模や状況を勘案し、搜索場所や持ち場などについて、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 遺体の取扱い

実施事項	実施内容															
遺体の収容・安置	<p>㉞ 市は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。</p> <p>㉟ 発見された遺体は、市が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。</p> <p>㊱ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。</p>															
遺体の調査、身元確認	<p>㉞ 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。</p> <p>㉟ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。</p> <p>㊱ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。</p>															
遺体の安置	<p>(1) 遺体安置所の開設及び運営</p> <p>遺体安置所班は、全体統括班と協議の上、市内の公共施設に遺体安置所を設置し、運営については、県警察等と連携するものとする。安置所を開設した場合は、広く周知を図り、身元の確認及び遺体の引受人の発見に努める。</p> <p>なお、遺体安置所として想定している施設は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="501 1218 1430 1464"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>施設の名称</th> <th>所在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>具志川地域</td> <td>具志川総合体育館</td> <td>大田 427</td> </tr> <tr> <td>石川地域</td> <td>伊波中学校体育館</td> <td>石川東恩納 993</td> </tr> <tr> <td>与勝地域</td> <td>勝連地区公民館（シビックセンター）</td> <td>勝連平安名 3047</td> </tr> <tr> <td>島しょ地域</td> <td>状況に応じて各公共施設等に設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※伊波中学校体育館は、災害発生直後（1～2日程度）は指定避難所としていることから、遺体安置所を開設する必要がある場合には、十分な調整を行うことに留意する。</p> <p>※遺体安置所は、震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有するもの。</p> <p>(2) 納棺、仮葬祭用品等の確保</p> <p>遺体安置所班は、葬祭業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。</p> <p>(3) 洗浄水の確保</p> <p>遺体安置所班は、遺体の洗浄等で多量の水を使用するため、施設管理部水道対策班と協議し洗浄水の供給体制を確保する。</p>	地域別	施設の名称	所在	具志川地域	具志川総合体育館	大田 427	石川地域	伊波中学校体育館	石川東恩納 993	与勝地域	勝連地区公民館（シビックセンター）	勝連平安名 3047	島しょ地域	状況に応じて各公共施設等に設置	
地域別	施設の名称	所在														
具志川地域	具志川総合体育館	大田 427														
石川地域	伊波中学校体育館	石川東恩納 993														
与勝地域	勝連地区公民館（シビックセンター）	勝連平安名 3047														
島しょ地域	状況に応じて各公共施設等に設置															

実施事項	実施内容
	<p>(4) 検案及び遺体の洗浄等の処置                      県警察は、死因について医学的検査を行うとともに、遺体の識別や人道的見地から必要に応じて洗浄や縫合、消毒等を行う。</p> <p>(5) 遺体台帳等の作成                      遺体安置所班は、遺体安置所に安置されている遺体について、県警察と連携の上、遺体台帳（資料編参照）を作成するとともに、棺などに氏名等を添付する。</p> <p>(6) 遺体の引渡し方法                      遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、市と県警察は相互に協力し、遺体台帳を整理の上、引き渡すものとする。</p>

## 4 身元不明遺体の取扱い

身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取扱い、市（保健衛生部遺体安置所班）は、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、その他身体的特徴などを記録し、遺留品を保管する。また、身元不明遺体台帳（資料編参照）を作成する。

## 5 遺体の埋火葬

### (1) 埋火葬許可書証等の発行

埋火葬許可書証等の発行手続きについて、通常の実施手順に加え、国からの特例措置等があった場合には、その旨対応するものとする。

### (2) 遺体の埋火葬

災害時の混乱で遺族等が引き取ることができない遺体については、市内火葬場等の稼働状況を確認し、火葬を実施する。

また、国から埋火葬に関する特例措置等があった場合には、その旨対応するものとする。

埋火葬を実施する場合には、遺体埋火葬台帳（資料編参照）を作成し、記録しておくものとする。

### (3) 身元不明遺体の埋火葬

身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取扱い、通常の実施手順に加え、国からの特例措置等があった場合には、その旨対応するものとする。

また、埋火葬を実施する場合には、身元不明遺体埋火葬台帳（資料編参照）を作成し、記録しておくものとする。

## 6 広域火葬

市で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

## 第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

### 1 実施担当

災害時における障害物（建物等の損壊によって生じるコンクリートがらや材木、金属くずをはじめ、津波堆積物などの土砂等とし、通常時の家庭系ごみ及び事業系ごみを除く。）の除去は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。また、災害救助法が適用されない場合でも、市長が必要と認めるときは、市が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	施設管理部道路対策班	自衛隊、市建設業者会等
・倒壊建物の解体処理	施設管理部道路対策班	市建設業者会等
・道路の障害物除去	施設管理部道路対策班	国、県、自衛隊等
・河川・港湾の障害物除去	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	河川管理者、港湾管理者、中城海上保安部
・災害廃棄物処理計画の策定	保健衛生部環境保全班	国、県

### 2 障害物の除去

#### (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市（施設管理部道路対策班）は、住居又はその周辺に運ばれた障害物などで、日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を災害救助法に基づき実施する。

##### ① 対象者

- ㊦ 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- ㊧ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- ㊨ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

##### ② 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の撤去に限る。

障害物については、保健衛生部環境保全班と協議し、災害廃棄物の仮置場等に搬入する。

#### (2) 倒壊住宅

倒壊住宅等の解体処理は、基本的にはその住宅等の所有者又は管理者が行うこととするが、国からの特例措置などがあった場合には、市（施設管理部道路対策班）は、その旨対応するものとする。

#### (3) 道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を撤去する。特に交通路の確保のため、緊急輸送道路を優先的に行う。

#### (4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

中城海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

### 3 災害廃棄物の処理

#### (1) 災害廃棄物処理体制の確保

市(保健衛生部環境保全班)は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針(平成26年3月)」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画(平成29年3月)」及び市が策定した「うるま市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月)」の「第3編 災害廃棄物処理基本計画」に基づき処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

#### (2) 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

#### (3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

#### (4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有害物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省及びその他関係機関と連携して行う。

## 第24節 住宅応急対策計画

### 1 実施担当

市は、県などの関係機関と連携し、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災市民の住居の確保を図るものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 応急仮設住宅の建設、 入居者の選定、 賃貸住宅の借り上げ、 住宅の応急修理、 公営住宅の活用	避難支援部仮設住宅班	県等

### 2 応急仮設住宅の建設

#### (1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めるときは、市（避難支援部仮設住宅班）が実施する。

#### (2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。（住家被害の確認は、市民支援部住宅被害調査班が実施する「罹災証明書」により行う。）

#### (3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は、県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は、県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

#### (4) 設置場所

設置場所は、原則として県又は市有地とし、やむを得ない場合に限り、国有地を借用して設置するものとする。

#### (5) 規模及び費用

応急仮設住宅の規模及び費用については、災害救助法等のとおりとする。

#### (6) 要配慮者に配慮した仮設住宅

市及び県は、高齢者等の要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等の事業等に利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

## (7) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。

## (8) 賃貸住宅借り上げによる収容

市及び県は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

## (9) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

# 3 住宅の応急修理

## (1) 実施者

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は市）が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、市長が修理の必要を認めるときは、市（避難支援部仮設住宅班）が実施する。

## (2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができない者とする。（住家被害の確認は、市民支援部住宅被害調査班が実施する「罹災証明書」により行う。）

## (3) 修理の方法

① 住宅の応急修理は、県（権限を委任した場合は市）が直接又は建築事業者等に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は、県において必要資材の調達を行うものとする。

② 応急修理は、居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分を対象とする。

## (4) 費用

住宅の応急修理の費用については、災害救助法等のとおりとする。

# 4 公営住宅の活用

市（避難支援部仮設住宅班）は、市営住宅の指定管理者と連携を図り、空室状況の把握に努め、応急仮設住宅として活用するものとする。

また、県営住宅の活用についても、県に要請するものとする。

### 5 住家の被災調査

市は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。

## 第25節 二次災害の防止計画

### 1 実施担当

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市が実施する。実施に当たっては、県に対し、判定士の派遣及び技術的な支援を必要に応じて要請する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・被災建築物の応急危険度判定	市民支援部住宅被害調査班	県、建築関係団体等
・被災宅地の危険度判定	市民支援部住宅被害調査班	県

### 2 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震等により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

#### (1) 事前準備

① 市民支援部住宅被害調査班は、次のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- ㊦ 県、近隣市町村へ派遣を要請する。
- ㊧ 市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ㊨ ボランティア募集のための広報等を行う。

② 作業体制

- ㊦ 受入れ判定士の名簿作成
- ㊧ 判定基準の資料準備
- ㊨ 判定統一のための打ち合わせ等
- ㊩ 移動方法、担当区域の配分
- ㊪ 判定を標示する用紙等の準備
- ㊫ その他必要な事項

#### (2) 判定実施方法

① 判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復興技術指針」((財)日本建築防災協会)に従って判定する。

② 判定は目視にて行うものとする。

③ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色のステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)により各建築物に表示するものとする。

なお、判定の内容は次のとおりとする。

判定別	内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合。

## 第1章 災害応急対策計画

### (3) 建物の解体、撤去

市は、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して市民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては市長が必要と認めた場合において実施する。

### 3 被災宅地の危険度判定

市は、地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

事前準備や判定実施方法については、被災建築物の応急危険度判定に準ずるものとし、被害状況により被害の拡大が予想される場合には、応急対策や避難指示等の必要な措置をとるものとする。

### 4 降雨等による水害・土砂災害の防止

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に留意する。沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市は、災害の発生に備え、関係機関等と連携し、避難対策を実施する。

### 5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市と連携した警戒避難体制等の応急対策を実施する。

市は、災害の発生に備え、関係機関等と連携し、避難対策を実施する。

## 第26節 学校活動と教育対策及び保育計画

### 1 実施担当

災害時の教育に関する応急対策の実施担当は、以下のとおりとする。

#### (1) 市の役割

- ① 市立小中学校その他の文教施設の災害復旧は、市（各施設の所管部署）が行う。
- ② 市立小中学校の児童生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。なお、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め、適切な措置を実施するものとする。
- ③ 災害救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市が行う。

#### (2) 県の役割

- ① 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。
- ② 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行う。

#### (3) 各学校の役割

災害発生時における児童生徒等の安全確保は、学校長をはじめとする学校教職員で行う。

#### (4) 私立学校

私立学校等の文教施設の災害応急・復旧、児童生徒の安全確保及び応急教育は、学校設置者が行うものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・児童生徒の安全確保	市民支援部教育支援班	各学校長、市教育委員会
・教科書、教材及び学用品の支給	市民支援部教育支援班	県教育委員会
・罹災児童・生徒の保健管理	市民支援部教育支援班 保健衛生部救護班	県
・文化財の保護	産業復興部観光業復興班	県教育委員会等
・園児等の安全確保	市民支援部教育支援班	各保育園の責任者
・保育の早期再開	市民支援部教育支援班	

### 2 児童生徒の安全確保

#### (1) 在校時の対応

- ① 学校長は、強い揺れ（震度4以上）が発生した場合、直ちに児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行うとともに、特に、低地に位置する学校については、津波の有無などに関する情報を収集するものとする。
- ② 学校長は、地震発生とともに、災害状況に応じた学校の避難等の計画に基づいた適切な措置を講ずるものとする。

## 第1章 災害応急対策計画

特に学校施設外に避難する場合は、地域住民等に協力を求めて避難移動中の安全を確保するものとする。

- ③ 児童生徒の安全確保ののち、学校長は、児童生徒の預かりや引き渡しについては、以下のとおりとする。ただし、あらかじめ、各保護者や地域等と生徒児童等を安全に下校させる取り決めが交わされている場合は、この限りではない。

地震災害のみの場合		学校周辺の被害状況から、児童生徒のみで下校させることが危険であると認められる場合、保護者が学校に引き取りにくるまで学校で預かることとする。
津波の影響がある場合	⑦ 津波の影響を受ける低地帯等に位置する学校	避難した先などで、児童生徒を待機させ、保護者が引き取りに来るまで預かることとする。 津波・大津波の警報が解除された場合でも、避難先周辺や避難元である学校周辺の被害状況から児童生徒のみで下校させることが危険であると認められる場合、保護者が引き取りにくるまで学校で預かることとする。
	⑧ 津波の影響を受けない高台に位置する学校	津波・大津波の警報が発表されている場合は、警報の解除まで学校内で待機させる。 また、津波・大津波の警報が解除された場合でも、学校周辺の被害状況から、児童生徒のみで下校させることが危険であると認められる場合、保護者が学校に引き取りにくるまで学校で預かることとする。

### (2) 在宅時の対応

- ① 学校長は、動員した教職員に、児童生徒の安全を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行う。
- ② 夜間・休日など学校に教職員等がいない時間帯に発災した場合、子どもは親の管理下にあるため、児童生徒の安否確認は、電話連絡や家庭訪問、避難所等から情報を得るなどの形で行うこととする。

## 3 応急教育対策

災害時における応急教育は、おおむね以下の要領によるものとする。

### (1) 小中学校

- ① 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

- ② 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。
- ③ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
- ④ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公民

館等の公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは、応急仮校舎の建設に努めることとする。

- ㊦ 市教育委員会は、応急教育に当たって、市内に適切な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供を要請するものとする。

県教育委員会は、上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

- ※ 大規模災害の場合、学校施設（体育館及び校舎等）や公民館等の公共施設は、地域住民の避難所として開設されていることが予想されることから、応急教育の実施について、関係部局は十分調整すること。（学校避難所の統廃合や他公共施設の優先利用など）

## ② 教育職員の確保

市教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と密接な連携を図り、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

## ③ 教科書、教材及び学用品の支給方法

### ㊧ 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市は、被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書、教材の状況を県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市からの報告に基づき、必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

### ① 支給

#### ㊦ 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

#### ㊧ 災害救助法適用世帯以外の児童生徒

市又は本人の負担とする。

## ④ 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、市教育長が別に定める。

## 4 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

## 5 社会教育施設等の対策

社会教育施設は、市の災害応急対策のために利用される施設が多々あることから、各施設の管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等を速やかに実施するよう努めるものとする。

## 6 罹災児童・生徒の保健管理

市及び県は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

## 7 文化財の保護

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、うるま市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告し、国指定の文化財については、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告するものとする。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

## 8 災害時の保育活動

### (1) 園児等の安全確保

公立、認可・認可外の各保育園の責任者は、強い地震（震度4以上とする）が発生した場合、直ちに園児等の安全確認、被災状況の確認を行うとともに、災害状況に応じた園の避難等の計画に基づいた適切な措置を講ずるものとする。

特に、低地に位置する保育園については、津波の有無などに関する情報を収集するとともに、施設外に避難する場合は、地域住民等に協力を求めて避難移動中の安全を確保するものとする。

### (2) 保護者への引き渡し

園児等の引き渡しについては、避難した先など安全が確保されている場所において行うものとする。そのため、保護者には事前に災害時における避難場所について周知を図っておくこととする。

### (3) 在宅時における園児の安否確認

夜間・休日などの時間帯に発災した場合、子どもは親の管理下にあるため、園児の安否確認は、電話連絡や家庭訪問、避難所等から情報を得るなどの形で行うこととする。

### (4) 保育の早期再開

市（市民支援部教育支援班）は、発災後の保育の早期再開のため、公立、認可・認可外の各保育園の被害状況や保育士の確保状況などの把握に努め、代替施設での臨時保育など、必要な支援の実施に努めるものとする。

## 第27節 危険物等災害応急対策計画

### 1 石油類

#### (1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は以下の応急措置を行うとともに、市消防等関係機関に通報するものとする。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

#### (2) 市の役割

市（救命救助部）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

#### (3) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

#### (4) 海上保安部の措置

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

#### (5) 特別防災区域に係る事項

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に定めるところによる。

### 2 高圧ガス類

#### (1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、沖縄県高圧ガス保安協会、市消防等の関係機関に通報する。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。
- ③ 充填容器等を安全な場所に移す。

#### (2) 市の役割

市（救命救助部）は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活

## 第1章 災害応急対策計画

動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

### (3) 県の役割

---

県は、以下の保安措置を行う。

- ① 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。
- ② 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

### (4) 県警察の役割

---

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。

### (5) 海上保安部の役割

---

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

## 3 火薬類

### (1) 火薬類保管施設責任者の役割

---

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、市消防機関等の関係機関に通報するものとする。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

### (2) 市の役割

---

市（救命救助部）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

### (3) 県の役割

---

県は、次の保安措置を実施する。

- ① 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- ② 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

### (4) 県警察の役割

---

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

## (5) 海上保安部の役割

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

## 4 毒物劇物

### (1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏洩し、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、市消防、警察等の関係機関に通報するものとする。

- ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
- ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

### (2) 市の役割

市（救命救助部）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

### (3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、市消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

### (4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

### (5) 海上保安部の役割

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

## 第28節 在港船舶対策計画

### 1 実施担当

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、沖縄総合事務局、県警察本部、市及び各漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

### 2 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

### 3 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

## 第29節 労務供給計画と応急公用負担

### 1 実施担当

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし、実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・賃金職員等の雇上げ	統括情報部庶務班 賃金職員等を必要とする班	
・応急公用負担	応急公用負担の権限行使を必要とする班	県警察、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、自衛隊、水防管理者等
・公的負担により生じた損失に対する補償	応急公用負担の権限行使した班	県

### 2 労務者の供給方法

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間、所要人員及び集合場所を明示して公共職業安定所長に要請するものとする。

### 3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

#### (1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は、次のとおりである。

- ① 被災者の避難誘導賃金職員等  
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。
- ② 医療及び助産における移送賃金職員等
  - ㊦ 医療救護班では対応できない重症患者又は医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。
  - ㊧ 医療救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等を必要とするとき。
  - ㊨ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。
- ③ 被災者の救出賃金職員等  
被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

## 第1章 災害応急対策計画

### ④ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員等、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員等及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

### ⑤ 救援用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

次の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- |                   |
|-------------------|
| ㊦ 被服、寝具、その他の生活必需品 |
| ㊧ 学用品             |
| ㊨ 炊出し用の食料品、調味料、燃料 |
| ㊩ 医薬品、衛生材料        |

### ⑥ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

### ⑦ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

## (2) 賃金職員等雇上げの特例

---

① 前記(1)の各号のほか、埋葬、炊出し、その他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、市は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- |                        |
|------------------------|
| ㊦ 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目 |
| ㊧ 賃金職員等の所要人員           |
| ㊨ 雇上げを要する期間            |
| ㊩ 賃金職員等雇上げの理由          |

② 県は、市から要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働大臣にその旨申請し、承認を得て実施するものとする。

## (3) 雇上げの費用及び期間

---

### ① 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他の規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

### ② 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

## 4 応急公用負担

### (1) 人的公用負担

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令・協力命令を発することができる。

#### 【従事命令等の種類と執行者】

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急措置 (応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛官（市長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助措置 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急措置 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 市長（委任を受けた場合）
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	
消防措置	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防措置	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防長

#### 【命令対象者】

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 土木、左官、とび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 ⑥ 地方鉄道業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送業者及びその従事者 ⑨ 船舶運送業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者

## 第1章 災害応急対策計画

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団長の従事命令（消防作業）	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

### (2) 物的公用負担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市は、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用するなどにより、必要な措置を図るものとする。

#### ① 公用負担の権限

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

㊦ 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、樹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（災害対策基本法第64条第1項）

㊧ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。（災害対策基本法第64条第2項）

#### ② 公用負担命令の手続き

災害対策基本法第64条に基づく公用負担の権限を行使する場合は、市民等の財産に重大な制限を加えるものであることから、災害防止の目的達成に必要な最小限度において行使するよう留意するものとする。

また、この職権を行使する場合、災害対策基本法施行令第24条の規定に基づき、土地建物等の占有者等に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、処分に係る期間又は期日等を速やかに通知するよう努めるものとする。物的公用負担通知書は、資料編を参照する。

### (3) 知事の委任を受けて実施する公用負担

災害対策基本法第71条第2項に基づき、知事から委任を受けて実施する公用負担については、同法第81条の規定により、公用令書（資料編参照）を交付して実施するものとする。

災害対策基本法第71条第1項による知事の従事命令等は、本節の4応急公用負担（1）人的公用負担に定めるもののほか、以下のとおりである。

対 象	公用負担の種類
物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者	保管命令 収 用
病院、診療所、旅館等の施設	管 理
土地、家屋若しくは物資	使 用

## 5 公用負担により生じた損失に対する補償

### (1) 損失に対する補償（災害対策基本法第82条第1項）

市又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して、補償を行うものとする。

### (2) 実費の弁償（災害対策基本法第82条第2項又は災害救助法第24条）

県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、災害対策基本法施行令第35条の規定に基づく基準に従って、その実費を弁償するものとする。（知事から委任を受けて市長が命令を行った場合の弁償は、知事が行う。）

また、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11条の規定に基づき、別に定めるところにより実費を弁償するものとする。

### (3) 傷害等に対する補償

#### ① 市の役割（災害対策基本法第84条第1項）

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により、市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例で定めるところにより、その者及びその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

#### ② 県の役割（災害対策基本法第84条第2項）

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、その者及びその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

## 第30節 民間団体への協力要請

### 1 実施担当

市は、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、災害の規模や状況に応じ、民間団体へ協力を要請する。

また、市内で協力等が得られない場合は、県又は近隣市町村に協力を求めるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・民間団体への協力要請	統括情報部全体統括班 各団体等に関する班	各自治会、赤十字奉仕団、青年団体、女性団体、民間事業所、その他各種団体

### 2 協力要請対象団体

協力を要請する民間等の団体組織は、以下を想定する。

- (1) 各自治会（各自主防災組織）
- (2) 赤十字奉仕団
- (3) 青年団体並びに女性団体
- (4) 民間事業所
- (5) その他各種団体

### 3 協力の要請内容

#### (1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 期間
- ④ 従事場所
- ⑤ 所要人数
- ⑥ その他必要な事項

#### (2) 協力を要請する作業内容

- ① 災害現場における応急措置と被災者救出の応援
- ② 救護所の設置に必要な準備、救護所運営の応援
- ③ 避難所の運営への応援
- ④ 炊き出し、給水の応援
- ⑤ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

## 第31節 ボランティア受入計画

### 1 実施担当

市は、市社会福祉協議会等と連携協力し、災害時におけるボランティアやNPO等による支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害ボランティアの受入れ ・災害ボランティアの活動支援	物資支援部ボランティア班	市社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社、その他関係機関
・災害ボランティアに対する支援物資の募集	物資支援部ボランティア班	市社会福祉協議会、報道機関

### 2 災害ボランティアの受入れ

市は、市社会福祉協議会と連携協力して、市災害ボランティアセンター（仮称）を公設民営方式で設置し、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備するものとする。

受入れに際しては、ボランティアの登録（資料編様式）を行い、高齢者介護や外国語能力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

市災害ボランティアセンター（仮称）では、災害ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的な把握やボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。

### 3 災害ボランティア活動支援の考え方

ボランティアやNPO等の自主性、自発性を尊重するとともに、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティア等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違について理解を深め、お互いが連携協力して被災者への効果的な救援にあたるものとする。

### 4 災害ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

〈ボランティア活動内容〉

種別	活動内容
専門 ボランティア	(1) 医療救護（医師、看護師、助産師等） (2) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） (3) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） (4) 住宅の応急危険度判定（建築士等） (5) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般 ボランティア	(1) 炊き出し (2) 清掃 (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (4) 被災地外からの応援者に対する地理案内 (5) 軽易な事務補助

## 第1章 災害応急対策計画

種 別	活 動 内 容
	(6) 危険を伴わない軽易な作業 (7) 避難所における各種支援活動 (8) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 (9) 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 (10) その他必要なボランティア活動

## 5 災害ボランティアの活動支援

市及び市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

### (1) 活動場所の提供

#### ① 市災害ボランティアセンター（仮称）事務局

##### ㊦ 設置場所

その他の公共施設から選定する。

※想定施設としては、生涯学習・文化振興センターゆらてく

##### ㊧ 役割

- ㊦ ボランティアの活動方針の検討
- ㊧ ボランティアの受付、登録
- ㊨ ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル等）
- ㊩ 全体の活動状況の把握
- ㊪ ボランティアニーズの全体的把握とコーディネート
- ㊫ 避難所等のボランティア活動の統括
- ㊬ 各組織間の調整（特に行政との連絡調整）
- ㊭ ボランティア活動支援金の募集、分配
- ㊮ 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援
- ㊯ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

#### ② 地区活動拠点

##### ㊦ 設置場所

必要に応じて、市庁舎や地区公民館又はその他の公共施設から適当な場所に設置する。

##### ㊧ 役割

地区の活動拠点として必要な活動を実施する。

### (2) 設備機器の提供

市は、可能な限り、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

### (3) 情報の提供

市は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。

なお、情報を提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、市民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

#### (4) ボランティア保険

---

市は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援に努める。

#### (5) ボランティアに対する支援物資の募集

---

市は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減するよう努める。

## 第32節 公共土木施設応急対策計画

### 1 実施担当

災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策は、次によるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・道路施設の防護	施設管理部道路対策班	国、県
・港湾・漁港施設の防護	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	国、県
・道路施設の応急措置	施設管理部道路対策班	国、県、市建設業者会
・港湾・漁港施設の応急措置	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	国、県、市建設業者会
・道路施設での応急工事	施設管理部道路対策班	国、県、市建設業者会
・港湾・漁港施設での応急工事	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	国、県、市建設業者会

### 2 施設の防護

#### (1) 道路施設

##### ① 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局は、管理する国道について、パトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

##### ② 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

㊦ 各土木事務所は、常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

㊧ 所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

##### ③ 市道

市道の管理者である市における措置は、以下のとおりとする。

㊦ 市は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

㊧ 市は、自動車の運転者や地域の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に、直ちに市や市消防、警察に連絡するよう、常時指導・啓発に努める。

## (2) 港湾・漁港施設

### ① 県の役割

- ㊦ 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- ㊧ 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

### ② 市の役割

市は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害内容及び程度
- ・泊地内での沈没船舶の有無

## 3 応急措置

### (1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は、直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

### (2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合は、全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

## 4 応急工事

### (1) 応急工事の体制

#### ① 応急工事の体制

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

- ㊦ 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- ㊧ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法

#### ② 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体等に対し、応援を求めて応急工事の緊急実施を図るものとする。

## 第1章 災害応急対策計画

### (2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により、災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

#### ① 道路施設

##### ㊦ 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- ㊦ 排土作業又は盛土作業
- ㊦ 仮舗装作業
- ㊦ 障害物の除去
- ㊦ 仮道、栈道、仮橋等の設備設置
- ㊦ 路面及び橋梁段差の修正

##### ㊧ 応急工事の順位

被害が激甚の場合の応急工事の順位については、救助活動及び災害応急対策を実施するために必要な道路及び一次緊急輸送道路又は一次避難道路から重点的に実施するものとする。

#### ② 港湾・漁港施設

##### ㊦ 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を実施するものとする。

##### ㊧ 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

##### ㊨ けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

## 第33節 ライフライン等施設応急対策計画

### 1 電力施設災害応急対策

災害時における電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

#### (1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

なお、同計画は電力施設の災害による停電の根絶を究極の目的とし、災害の未然防止と迅速復旧により、被害の減少のため諸対策について定めてあるものである。

#### (2) 関係機関との協力関係

市域の被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

### 2 液化石油ガス施設等災害応急対策

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会、市消防、警察に連絡するとともに、応急措置を行うものとする。

### 3 上水道施設災害応急対策

水道事業者は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、速やかに緊急給水を実施する。

#### (1) 復旧の実施

##### ① 取水・導水施設の復旧

浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。

##### ② 管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所的重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。

## 第1章 災害応急対策計画

### (2) 広域支援の要請

市は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

### (3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について、広報に努めるものとする。

## 4 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行うものとする。

### (1) 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図るものとする。

### (2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努めるものとする。

## 5 電気通信施設被害応急対策

電気通信関係機関は、災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画等に基づき適切な措置を講じるものとする。

また、電気通信施設等の復旧に当たっては、市災害対策本部と密接に連携し、復旧の見通しや状況を市民に広報するよう努めることとする。

## 第34節 交通機関応急対策計画

### 1 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、直ちに高台などの安全な場所に旅客を誘導する。

### 2 フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

また、航行中の船舶については、安全な海域へ避難する。

## 第35節 農林水産物応急対策計画

### 1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・農林水産物対策	産業復興部農水産業復興班	県、農業協同組合、漁業協同組合等
・農産物応急対策	産業復興部農水産業復興班	県、沖縄県農業協同組合、県病害虫防除協議会
・家畜応急対策	産業復興部農水産業復興班	県、獣医師会、農業協同組合
・水産物応急対策	産業復興部農水産業復興班	県、水産試験研究機関、漁業協同組合

### 2 農林水産物対策

市は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに対策を樹立し、県及び農協、漁協等と連携し、関係者に事後対策について助言・指導を行うものとする。

### 3 農産物応急対策

#### (1) 種苗対策

- ① 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、市は関係の農業協同組合に必要な種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。
- ② 市の要請を受けた農業協同組合は、直ちに要請をとりまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。
- ③ 県は、連合会等から種苗の斡旋依頼の要請があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

#### (2) 病害虫防除対策

災害により、病害虫が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県は県病害虫防除協議会に諮り、病害虫緊急防除対策を樹立し、市に対して具体的な防除を指示するものとする。

### 4 家畜応急対策

#### (1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要があるときは、市は事業者等と事前に調整を図っておくものとする。

## (2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は市等の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、市に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき、埋葬又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

## (3) 飼料の確保

災害により、飼料確保が困難となったときは、市は農業協同組合等を通じ必要量の調査把握を行い、必要数量の確保について、県に要請するものとする。

# 5 水産物応急対策

## (1) 水産養殖用の種苗及び飼料等の確保

災害により、水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するための斡旋の措置を県に要請するものとする。

## (2) 魚病等の防除指導

災害により、水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のため必要があるときは、その措置について県に要請するとともに、水産試験研究機関の指導を受け、対策を講じるものとする。

## 第36節 島しょ地域の支援体制

### 1 実施担当

市は、地震・津波により島しょ地域に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合は、防災関係機関と連携し、本島側からの空輸等を中心とした総合的な支援体制をとるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・初期情報の収集	統括情報部全体統括班	自治会、県警察、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
・進出拠点の設置	統括情報部全体統括班	
・輸送手段の確保	統括情報部全体統括班	県、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）

### 2 初期情報の収集

市は、島しょ地域の災害応急対策等のため、必要に応じて以下により被害状況を収集する。

#### (1) 自治会等からの情報収集

市が各島に配備する衛星携帯電話により、各自治会等から被災状況を聞き取る。

#### (2) 市職員等の派遣

自治会等と連絡が取れない場合や被害状況に応じて、職員を派遣し、被災状況を調査に努める。

#### (3) 上空からの情報収集の要請

必要に応じて、航空機による被害状況調査を県警察や中城海上保安部、又は県を通じて自衛隊に要請し、情報を収集する。

### 3 進出拠点の設置

市は、島しょ地域の支援のための拠点施設を必要に応じて設置する。設置場所については、支援の内容や規模等に応じて市内の公共施設から選定する。

### 4 輸送手段の確保

市は、島しょ地域への職員、物資等の輸送のため、必要に応じて、自衛隊、第十一管区海上保安本部等に航空機による輸送の要請について、県を通じて行うものとする。

また、港湾、漁港の復旧による海上輸送に備え、海上輸送機関及び漁業協同組合等に要請し、輸送船舶の確保に努めるものとする。

# 第2章 災害復旧・復興計画

## 第1節 公共施設災害復旧計画

### 1 災害復旧事業計画作成の基本方針

被災した公共施設の災害復旧に当たっては、被災施設の原形復旧とあわせて、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画するものとする。

この場合、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう、関係機関と調整を図るものとする。

### 2 災害復旧事業計画

道路や橋梁等の公共土木施設及び社会福祉施設などは、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、災害復旧事業の対象として、次の復旧事業について計画する。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

#### (1) 公共土木施設災害復旧計画

- ① 河川施設復旧事業計画
- ② 海岸 〃
- ③ 道路 〃
- ④ 砂防 〃
- ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- ⑦ 下水道施設復旧事業計画
- ⑧ 港湾施設復旧事業計画
- ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ⑩ 漁港施設復旧事業計画
- ⑪ 公園災害復旧事業計画

#### (2) 水道施設復旧事業計画

#### (3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画

## 第2章 災害復旧・復興計画

### (1) その他災害復旧事業計画

## 3 市及び県における措置

### (1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

### (2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

### (3) 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

### (4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第2節 被害認定調査と罹災証明

災害発生後に、個々の被災者がその被害の程度等に応じた適切な支援が迅速に受けられるよう、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、被災者から申請があった場合、市は、被害認定調査を実施し遅滞なく、罹災証明書を交付するものとする。

### 1 実施担当

被害認定調査及び罹災証明の発行に関する事務は、災害対策本部の設置されている場合は、統括情報部全体統括班、市民支援部住宅被害調査班が行い、災害対策本部が設置されていない場合は、防災担当部署で行うものとする。

また、火災及び家屋等の浸水被害は、救命救助部予防班が行うものとするが、家屋等の浸水被害については、防災担当部署と連携して行うものとする。

### 2 被害認定調査

#### (1) 事前準備

準備別	内容等
① 調査員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 各部各班への応援要請</li> <li>㊧ ボランティア建築士への要請</li> <li>㊨ 関係機関からの応援職員</li> </ul>
② 調査備品等の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 災害の被害認定基準（内閣府通知）</li> <li>㊧ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府通知）</li> <li>㊨ 住家被害認定調査票（内閣府）</li> <li>㊩ 住宅地図及び筆記用具</li> <li>㊪ 調査員運搬車両</li> </ul>
③ 航空写真の撮影等	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 必要に応じて準備・実施する</li> </ul>

#### (2) 被災程度の判定

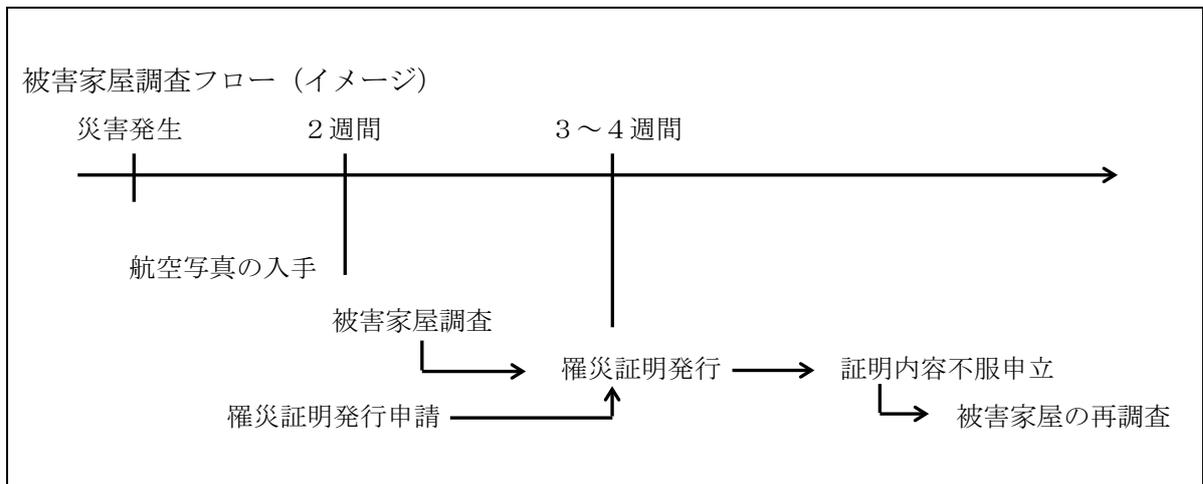
被災程度の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月改定（内閣府防災担当）」に基づき、調査・判定を行う。

また、地盤に係る住家等の被災判定については、「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について（平成23年5月2日事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）」に基づき、調査・判定を行う。

なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査・判定を行うものとする。

#### (3) 不服申し出による被災程度の再調査

被災程度の再調査に当たっては、申し出者の不服内容を精査した上で、できる限り、申し出者の立会のもと、調査・判定を実施するものとする。



### 3 罹災証明

#### (1) 罹災証明事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害によって被害を受けた住家及び非住家について、全壊（全焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊、一部損壊、床上浸水の証明を行う。

また、農林水産関係に係る罹災証明については、被害調査を所管する部署が調査判定し、証明書（資料編参照）を発行するものとする。

#### (2) 罹災証明書の発行体制

##### ① 申請受付・発行窓口

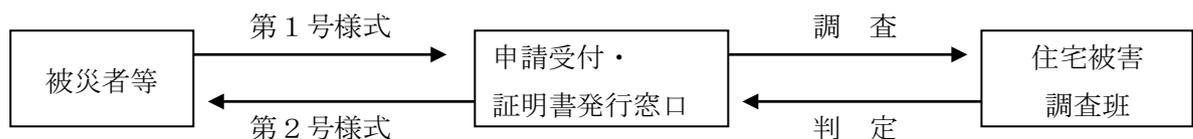
窓口の設置場所については、被害の状況を勘案し、市の施設から選定する。

##### ② 広報

市（市民支援部住宅被害調査班）は、防災行政無線やマスコミ等を通じて、罹災証明書の申請場所や申請開始時期等の広報を行い、円滑な証明書発行事務に努める。

##### ③ 証明書の発行等

証明書の発行に当たっては、以下によるものとし、証明手数料は徴しないものとする。



##### ④ 証明結果に関する相談・再調査の受付

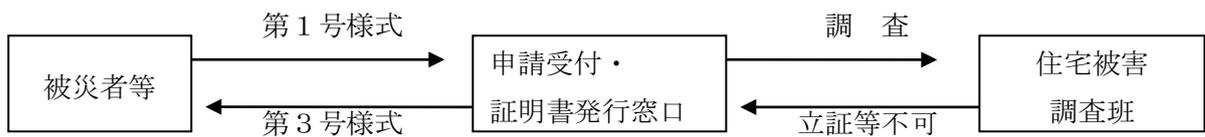
証明結果に不服があった申し出者の相談を受付けるとともに、不服内容を精査し、再調査の調整を行うものとする。

## (3) 罹災届出証明について

罹災届出証明書（資料編参照）は、次の場合に発行する。

- ① 災害により、住家及び非住家以外に被害が生じたものについて申請がなされた場合（火災を除く）（例：自動車やガレージ、倉庫、室外機などの設備等）
- ② 住家及び非住家において、災害による被害との関係を立証できないものについて申請がなされた場合

- ※ 住家及び非住家以外の申請があった場合、被害物件の写真を申請書に添付する。
- ※ 罹災届出証明書とは、物件等が災害により被害を受けたことによる証明ではなく、被害の届出があったことを証明するものであることから、申請者にはその説明を十分行い、誤解を招かないよう留意するものとする。



- ※住家及び非住家以外の申請については、調査することなく罹災届出証明書を発行する。

## 第3節 被災者生活への支援計画

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

### 1 被災者台帳の作成

市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じ整備し、市の内部で共有・活用する。

#### (1) 被災者台帳の内容

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項
- ⑧ 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

#### (2) 県、他市町村への情報要請

市は、被災者台帳の作成が必要であると認めるときは、県、他市町村に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 災害相談

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

### (1) 相談内容

市民サポートセンター（仮称）における相談内容（例）は次のとおりである。

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| ① | 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について |
| ② | 倒壊家屋の解体・撤去              |
| ③ | 各種資格証の再発行等手続            |
| ④ | 罹災証明の発行手続               |
| ⑤ | 仮設住宅の入居                 |
| ⑥ | 事業再開の融資                 |
| ⑦ | 災害救護資金                  |
| ⑧ | 被災に伴う税金の猶予、減免措置         |
| ⑨ | 借地・借家                   |
| ⑩ | 医療、保健                   |
| ⑪ | 労働相談                    |
| ⑫ | その他必要な事項                |

### (2) 設置場所

市民サポートセンター（仮称）は、市役所庁舎等に設置する。

## 3 住宅の復旧

### (1) 災害住宅融資

#### ① 災害復興住宅資金

市及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合、資金融資が早急に行われるよう市は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

#### ② 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、災害による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市は、被災者が借入れを希望し、罹災証明書の交付申請があったときは、被災者の住宅等の被害調査等を早急に行い、罹災証明書を交付するものとする。

### (2) 災害公営住宅の建設

市及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯のため国庫補助等を受けて災害公営住宅の建設に努めるものとする。

## 4 生業資金の貸付

### (1) 災害弔慰金の支給等による法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

① 実施主体	市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県市町村総合事務組合に申請。												
② 対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。												
③ 貸付対象	②により、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ㊦ 世帯主の1か月以上の負傷 ㊧ 家財の1/3以上の損害 ㊨ 住居の半壊 ㊩ 住居の全壊 ㊪ 住居の全体が滅失若しくは流失												
④ 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1ヶ月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の半壊170万円、住居の全壊250万円、住居全体の滅失又は流出350万円）												
⑤ 所得制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市民税における総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。</p>	世帯人員	市民税における総所得金額	1 人	220万円	2 人	430万円	3 人	620万円	4 人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
世帯人員	市民税における総所得金額												
1 人	220万円												
2 人	430万円												
3 人	620万円												
4 人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額												
⑥ 利率	年3%（据置期間中は無利子）												
⑦ 据置期間	3年（特別の事情がある場合は5年）												
⑧ 償還期間	10年（据置期間を含む）												
⑨ 償還方法	年賦又は半年賦												
⑩ 貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）												

### (2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

災害発生に伴い、その被害を受けたことによる生活困窮から自立更正するのに必要な経費として低所得世帯に貸し付けるものであり、社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金の貸し付けについて努める。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原

則としてこの資金の貸付け対象とならない。

① 貸付限度	150万円
② 据置期間	貸付の日から1年以内
③ 償還期限	7年以内
④ 貸付利子	3%

### (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付

市は、災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県に申請する。

### (4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費の貸し付けについて努める。

## 5 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (4) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

## 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

### (1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

① 実施主体	市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県市町村総合事務組合に申請。
② 対象災害	㊦ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ㊧ 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ㊨ 県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ㊩ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
③ 支給対象	②により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）に対して支給する
④ 弔慰金の額	㊦ 生計維持者が死亡した場合500万円 ㊧ その他の者が死亡した場合250万円
⑤ 費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

### (2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害がでた場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

① 実施主体	市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県市町村総合事務組合に申請。
② 対象災害	㊦ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ㊧ 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ㊨ 県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ㊩ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
③ 支給額	㊦ 生計維持者 250万円 ㊧ その他の者 125万円
④ 費用負担	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）
⑤ 受給者	②の対象災害により重度の障害を受けた者。
⑥ 障害の程度	㊦ 両眼が失明した者 ㊧ 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ㊨ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ㊩ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ㊪ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ㊫ 両上肢の用を全廃した者 ㊬ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ㊭ 両下肢の用を全廃した者 ㊮ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められる者

## 7 災害義援物資・義援金品の募集及び配分

災害義援物資・義援金品の取扱いについては、「第2編 第1章 第20節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画」によるものとする。

## 8 市税の徴収猶予及び減免

### (1) 地方税の減免及び徴収の猶予

市は、地方税法、うるま市税条例に基づき、被災者の状況により市税の徴収猶予及び減免を行うものとする。

市税の徴収猶予及び減免を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載し、その事実を証する書類（罹災証明書等）を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

### (2) 期限の延長

市は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

## 9 職業の斡旋

### (1) 被災者に対する職業の斡旋

公共職業安定所が職業斡旋の対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康状態、その他の状況から判断し就職可能な者とする。

### (2) 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした者に対し職業相談を行うものとする。ただし、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することができない被災者について、市長は、公共職業安定所長の指示より、被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐものとする。更に、公共職業安定所長は、市長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させるものとする。

### (3) 求人開拓及び職業紹介

公共職業安定所長は、職業相談の結果、希望職種、その他の希望条件等を的確に把握し、被災者の個人的な事情、身体状況、能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い、通勤地域、広域紹介又は日雇労働者として斡旋するものとする。

## 10 被災者生活再建支援

市及び県は、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。

市は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上で県に提出し、県は、委託先の被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

なお、支援法の内容については、次のとおりである。

### (1) 制度の対象となる自然災害

#### ① 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となりうる。）

- ㉞ 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- ㉟ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ㊱ 100以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害

#### ② 上記の対象となる自然災害によって対象となる世帯について

- ㉞ 住宅が全壊した世帯
- ㉟ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯・敷地被害解体世帯）
- ㊱ 災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ㊲ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ㊳ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

## (2) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額とする。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額)

## ⑦ 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度	全壊 ②の㉑に該当	解体 ②の㉒に該当	長期避難 ②の㉓に該当	大規模半壊 ②の㉔に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

## ⑧ 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

## ⑨ 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）（中規模半壊の場合）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金（複数世帯の事例）の支給額は合計200万円（又は100万円）

## (3) 支援金の支給申請

## ① 申請窓口

市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、県又は法人（財団法人都道府県会館）に申請。

## ② 申請時の添付書類

基礎支援金	罹災証明書、住民票 等
加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等） 等

## ③ 申請期間

基礎支援金	災害発生の日から13月以内
加算支援金	災害発生の日から37月以内

## (4) 市・県・法人の事務体制

## ① 市の体制

## ⑦ 制度の周知（広報）

## ⑧ 住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき、県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害に係る次の被害状況について県（防災危機管理課及び県民生活課）に速やかに報告する。

㉑ 市町村名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

㉒ 災害の原因及び概況

㉓ 住宅に被害を受けた世帯の状況

## 第2章 災害復旧・復興計画

### ① その他必要な事項

- ㉞ 罹災証明書、住民票等の必要書類の発行
- ㉟ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ㊱ 支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等进行处理する。

- ㊲ 支給対象額の算定
- ㊳ 添付書類等の有無
- ㊴ その他記載事項に関する確認
- ㊵ 支給申請書等の取りまとめ

支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

### ② 県の体制

- ㊶ 制度の周知（広報）
- ㊷ 被害状況の取りまとめ
- ㊸ 被害状況等の内閣府（防災担当）等への報告
- ㊹ 支援法の対象となる自然災害の公示と内閣府（防災担当）等への報告
- ㊺ 支給申請書等必要書類の取りまとめ及び法人への送付
- ㊻ 特定の医療用具等を対象とする場合の申請等

### ③ 法人の体制

- ㊼ 制度の周知（広報）
- ㊽ 支援金交付申請書の受領及び審査
- ㊾ 支援金の交付決定及び交付
- ㊿ 支援金の却下の決定
- ㋀ 支援金の交付決定の取り消し及び支援金の返還請求
- ㋁ 国への補助金交付申請等補助金関係事務
- ㋂ 支援業務に必要な調査又は研究
- ㋃ 支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議

## 11 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

## 第4節 農林水産及び中小企業者等への支援計画

### 1 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の金融制度による救済制度が設けられている。

また、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他に、「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づき利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

### 2 林業者への融資対策

被害林業者に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を指導推進する。

### 3 漁業者への融資対策

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導する。

### 4 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策について、市は、県などと連携して、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。

## 第5節 復興の基本方針

### 1 復興計画の作成

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

### 2 がれき処理

市、県及び関係機関は、災害によるがれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

### 3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、避難道路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備設置を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民の合意を得るよう努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

### 4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、市は、必要に応じて、県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要の人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。